

「令和元年東日本台風」 八王子の記録

八 王 子 市

はじめに

令和元年（2019年）10月12日（土）、東京都を通過した台風第19号（以下「東日本台風」といいます。）は、強い勢力を維持したまま関東地方に上陸し、関東甲信越・東北地方に甚大な被害をもたらしました。

その結果、東日本大震災を上回る過去最多の自治体で災害救助法が適用となるとともに、激甚災害及び特定非常災害の指定がされ、気象庁の基準により「令和元年東日本台風」と命名されました。

当日は、八王子市（以下「市」といいます。）では初となる大雨特別警報が発表され、日降水量としては、1976年の統計開始以来、年間を通して第1位となる392.5mm（アメダス八王子）、最大1時間降水量においては10月としては第1位となる47.0mmの記録的な大雨となりました。

これにより、山間部だけではなく多摩ニュータウン地域など、市内の様々な箇所でも、土砂災害や浸水害、河川の護岸崩落・堤防の決壊といった大きな被害が発生しました。一方、今回の災害では、市民の皆様が避難所や知人宅に避難するなど、的確な行動をとっていただいたことなどにより、幸いにも人的被害はありませんでした。

市では台風接近に備え、11日（金）に富士森体育館を自主避難所として開設し、翌12日（土）8時に避難勧告【警戒レベル4】、同日15時30分に避難指示（緊急）【警戒レベル4】を発令し、避難所を開設して避難者対応にあたりました。加えて、土のうによる浸水防止や被害の確認、応急処置など、全庁を挙げて対応にあたり、3日間で延べ2,000名を超える職員が従事しました。また、市消防団、消防署及び警察署においては、危険地域の巡視や避難の広報活動、土のうによる浸水防止や排水対応を行うなど、市民の生命を守るための活動に尽力いたしました。

災害から命を守るためには、的確なタイミングで避難に関する情報を市から発令すること、また、市民の皆様が日頃から地域の危険性を把握し、自らの判断により避難行動をとることが重要であるとの認識が改めて広く共有されたところです。

災害は、時の経過とともに、人々の記憶から薄れていってしまいます。一方、自然災害は、地球温暖化の影響もあり、今後も起きうるものと考えなければなりません。そこで、市では、今回の災害を忘れることなく、これからの災害対応に活かすため、本記録集を発行することといたしました。市民の皆様におかれましても、避難をはじめとする自助・共助による防災行動を考えるためにお役立ていただければ幸いです。市といたしましても一層の防災体制の強化を図り、市民の皆様の安全・安心の向上のために努めてまいります。

目次

はじめに

1 八王子の気象状況

(1) 概要	1
(2) 観測データ等	2
(3) 気象情報（注意報・警報）	4

2 住民避難及び市・消防団の活動状況

(1) 概要	5
(2) 市の対応	6
(3) 避難勧告等の発令及び避難状況	8
(4) 市消防団の対応	13

3 関係防災機関の主な活動

(1) 東京消防庁の活動	15
(2) 警視庁の活動	16

4 八王子市議会への報告

	17
--	----

5 自主防災組織等の対応

(1) 自主防災組織へのアンケート調査	19
(2) 八王子市自主防災団体連絡協議会の対応	23

6 被害状況

(1) 概要	25
(2) 被害状況	25
ア 建物被害	25
イ 床上（床下）浸水・土砂崩れ等の被害件数	25
ウ 道路・水路等の被害	28
(3) ライフラインの被害状況	31
ア 電気	31
イ ガス	31

ウ	水道	3 1
エ	下水道	3 1
オ	公共交通機関	3 2
カ	公共施設等	3 4

7 復旧に向けた取り組み

(1)	り災証明・被災証明	3 6
(2)	被災者相談窓口の開設	3 7
(3)	災害ボランティア支援センター設置	3 8
(4)	保健師等の訪問活動	3 9
(5)	災害ごみの収集、処理	3 9
(6)	市民部事務所の臨時開庁	4 0
(7)	市内入浴施設の無料開放	4 0
(8)	被災住宅の応急修理	4 0
(9)	被災住宅の補修工事に対する補助	4 0
(10)	被災家屋等の解体撤去	4 0
(11)	市営住宅、都営住宅等への受入	4 0
(12)	賃貸型応急住宅の供与	4 1
(13)	日本赤十字社の支援物資配布	4 1
(14)	生活必需品・学用品の現物支給	4 1
(15)	災害援護資金の貸付	4 1
(16)	被災者生活再建支援法に基づく支援金	4 1
(17)	令和元年台風第19号災害八王子市義援金	4 1
(18)	中核市との連携（災害義援金）	4 2
(19)	令和元年台風第19号災害八王子市見舞金	4 2
(20)	一般寄付（災害見舞金）	4 2
(21)	市民税等の減免	4 2
(22)	子ども・子育て支援事業の臨時実施	4 2
(23)	恩方第二小学校の通学の支援	4 3
(24)	防災関係事業における普及啓発活動	4 4

8 台風対応における主な課題と対応等（「令和2年2月5日復興支援・防災・危機管理対策特別委員会」資料より抜粋）

(1)	概要	4 6
(2)	検証内容・結果	4 6
(3)	今後の対応	4 7

【参考：気象状況等】

1 八王子の気象状況

(1) 概要

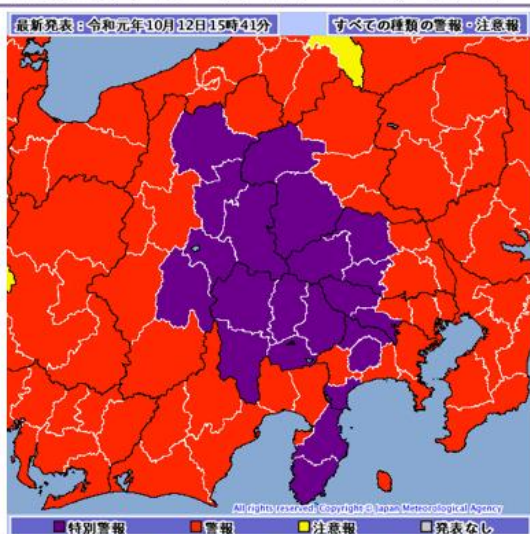
市では、独自の雨量計を設置し、災害対策のために情報収集を図るとともに、観測によって得られたデータを災害対応などに幅広く活用している。

東日本台風は、大型で強い勢力で、10月12日19時頃に伊豆半島付近に上陸した後、関東や東北地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧になった。

市（アメダス）では、12日の日降水量が392.5mmに達し、1976年の統計開始以来、年間を通して観測史上第1位になった。日最大1時間降水量については47.0mmを観測し、10月としての観測1位になった。

なお、気象庁は、顕著な災害を起こした自然現象について、後世に経験や教訓を伝承することなどを目的に名称を定めることとしており、今般の令和元年に顕著な災害をもたらした台風について、名称設定の基準に沿って、台風第15号については「令和元年房総半島台風」、台風第19号については、「令和元年東日本台風」と令和2年2月19日に名称を定めた。名称がついた台風は、1977年「沖永良部台風」以来、43年ぶりとなるものである。

特別警報・警報の発表状況



特別警報・警報が発表されている市町村内のどこで災害発生の危険度が高まっているかを「危険度分布」で確認してください。

10月12日16時時点の警報・特別警報分布

(出典：気象庁ホームページ)



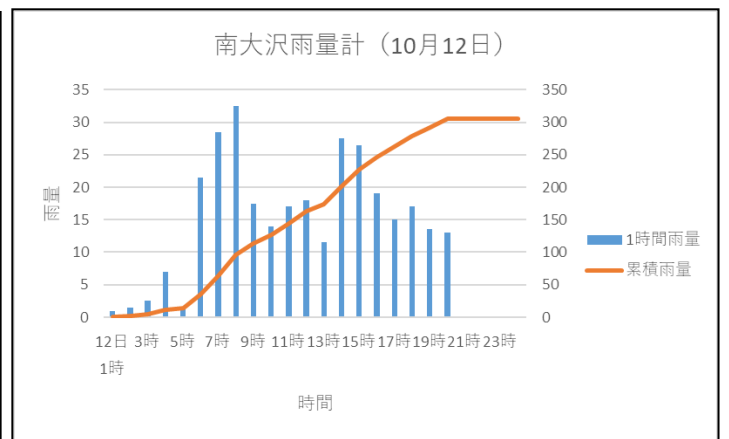
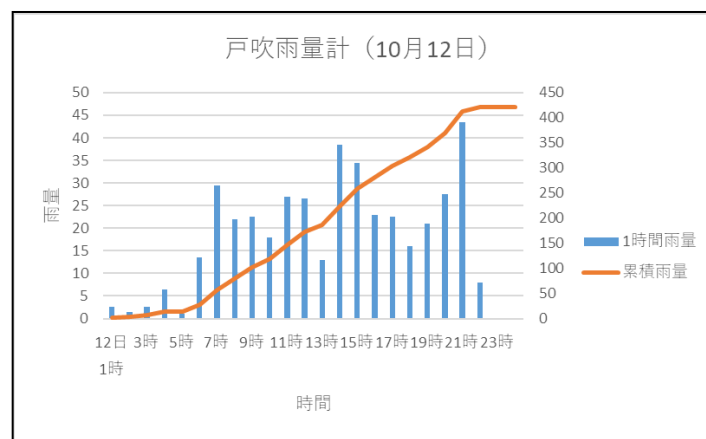
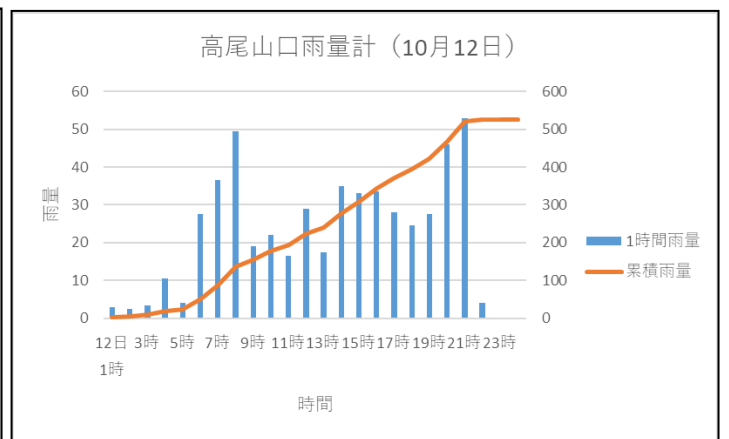
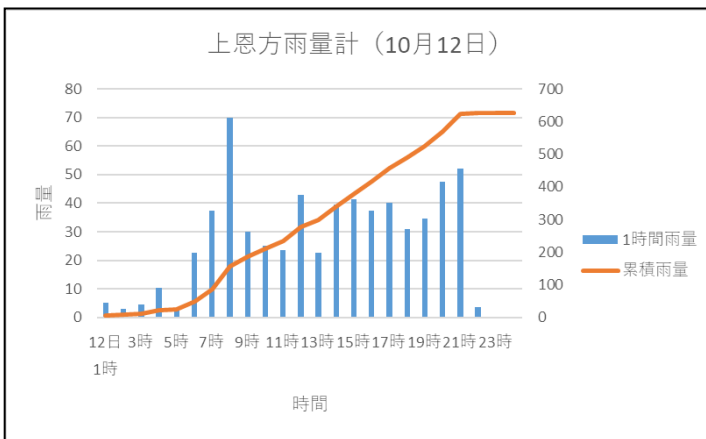
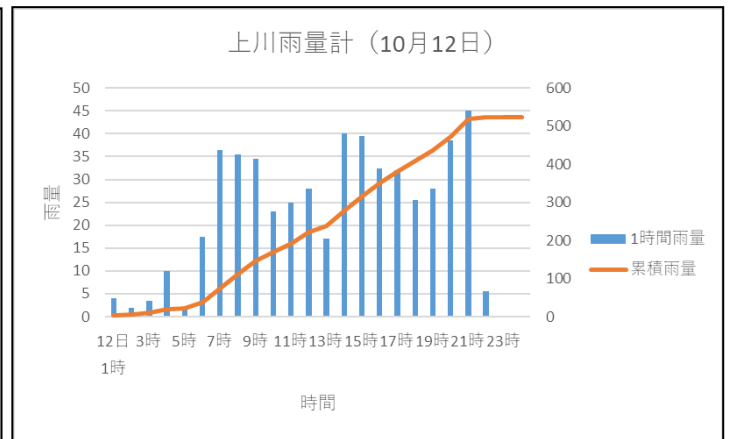
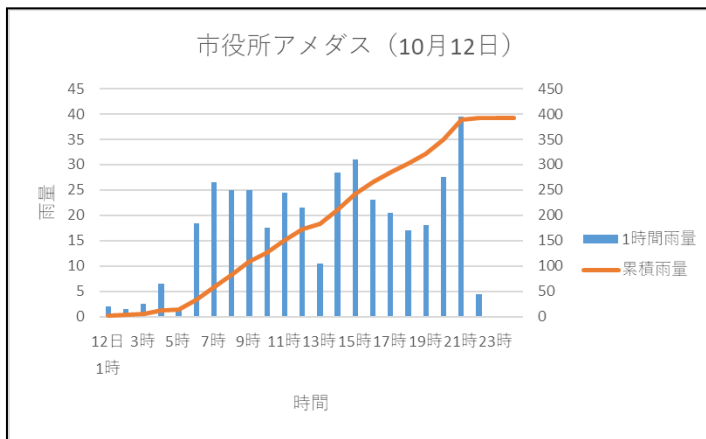
市設置の雨量計（南大沢雨量計）

(2) 観測データ等

ア 各観測所の時間雨量及び累積降水量について（11日0時～12日24時）

	市役所		上川		上恩方		高尾山口		戸吹		南大沢	
	雨量	累計	雨量	累計	雨量	累計	雨量	累計	雨量	累計	雨量	累計
11日 1時	4	4	1	1	1.5	1.5	2.5	2.5	4	4	1	1
2時	1	5	3	4	2.5	4	0.5	3	1	5	0.5	1.5
3時	0	5	0.5	4.5	0.5	4.5	0	3	0.5	5.5	0	1.5
4時	0	5	0	4.5	0	4.5	0.5	3.5	0	5.5	0.5	2
5時	0	5	0	4.5	0	4.5	0	3.5	0	5.5	0	2
6時	0	5	0	4.5	0	4.5	0	3.5	0	5.5	0	2
7時	0	5	0	4.5	0	4.5	0	3.5	0	5.5	0	2
8時	0	5	0	4.5	0	4.5	0	3.5	0	5.5	0	2
9時	0	5	0	4.5	0	4.5	0	3.5	0	5.5	0	2
10時	0	5	0	4.5	0	4.5	0	3.5	0	5.5	0	2
11時	0	5	0	4.5	0	4.5	0	3.5	0	5.5	0	2
12時	0	5	0.5	5	1.5	6	1	4.5	0	5.5	0.5	2.5
13時	0.5	5.5	1	6	0.5	6.5	0.5	5	0	5.5	0	2.5
14時	1	6.5	3	9	2.5	9	2	7	1	6.5	1.5	4
15時	2	8.5	5.5	14.5	4	13	7	14	2	8.5	2.5	6.5
16時	0.5	9	0.5	15	1	14	0	14	0.5	9	0	6.5
17時	0	9	0	15	0	14	0	14	0	9	0	6.5
18時	1.5	10.5	1	16	1	15	1.5	15.5	1	10	0.5	7
19時	1	11.5	4	20	2	17	1	16.5	3	13	1.5	8.5
20時	1.5	13	2	22	1.5	18.5	2	18.5	1.5	14.5	1.5	10
21時	1	14	2	24	2	20.5	1.5	20	1.5	16	0.5	10.5
22時	2.5	16.5	2.5	26.5	3.5	24	1.5	21.5	1.5	17.5	1.5	12
23時	6.5	23	6.5	33	5	29	4.5	26	4	21.5	1.5	13.5
24時	8.5	31.5	10.5	43.5	15	44	9	35	7.5	29	6.5	20
12日 1時	2	2	4	4	5	5	3	3	2.5	2.5	1	1
2時	1.5	3.5	2	6	3	8	2.5	5.5	1.5	4	1.5	2.5
3時	2.5	6	3.5	9.5	4.5	12.5	3.5	9	2.5	6.5	2.5	5
4時	6.5	12.5	10	19.5	10.5	23	10.5	19.5	6.5	13	7	12
5時	1.5	14	1.5	21	2.5	25.5	4	23.5	1	14	1.5	13.5
6時	18.5	32.5	17.5	38.5	22.5	48	27.5	51	13.5	27.5	21.5	35
7時	26.5	59	36.5	75	37.5	85.5	36.5	87.5	29.5	57	28.5	63.5
8時	25	84	35.5	110.5	70	155.5	49.5	137	22	79	32.5	96
9時	25	109	34.5	145	30	185.5	19	156	22.5	101.5	17.5	113.5
10時	17.5	126.5	23	168	25	210.5	22	178	18	119.5	14	127.5
11時	24.5	151	25	193	23.5	234	16.5	194.5	27	146.5	17	144.5
12時	21.5	172.5	28	221	43	277	29	223.5	26.5	173	18	162.5
13時	10.5	183	17	238	22.5	299.5	17.5	241	13	186	11.5	174
14時	28.5	211.5	40	278	39.5	339	35	276	38.5	224.5	27.5	201.5
15時	31	242.5	39.5	317.5	41.5	380.5	33	309	34.5	259	26.5	228
16時	23	265.5	32.5	350	37.5	418	33.5	342.5	23	282	19	247
17時	20.5	286	32	382	40	458	28	370.5	22.5	304.5	15	262
18時	17	303	25.5	407.5	31	489	24.5	395	16	320.5	17	279
19時	18	321	28	435.5	34.5	523.5	27.5	422.5	21	341.5	13.5	292.5
20時	27.5	348.5	38.5	474	47.5	571	46	468.5	27.5	369	13	305.5
21時	39.5	388	45	519	52	623	53	521.5	43.5	412.5	0	305.5
22時	4.5	392.5	5.5	524.5	3.5	626.5	4	525.5	8	420.5	0	305.5
23時	0	392.5	0	524.5	0	626.5	0	525.5	0	420.5	0	305.5
24時	0	392.5	0	524.5	0	626.5	0	525.5	0	420.5	0	305.5

イ 各観測所における降水量の推移について（12日0時～12日24時）



(3) 気象情報（注意報・警報）

気象に関する情報の発表状況

日	時分	発表	継続
11 日 (金)	15 時 46 分	大雨・雷注意報発表	
	20 時 27 分	強風注意報発表	大雨、雷注意報
12 日 (土)	4 時 14 分	大雨警報 洪水注意報発表	雷、強風注意報
	6 時 32 分	洪水警報発表	大雨警報、雷、強風注意報
	8 時 10 分	土砂災害警戒情報発表	大雨、洪水警報（土砂災害、浸水害） 雷、強風注意報
	12 時 13 分	暴風警報発表	大雨、洪水警報（土砂災害、浸水害） 雷注意報
	15 時 30 分	大雨特別警報発表	洪水、暴風警報（土砂災害） 雷注意報
	23 時 55 分	大雨特別警報、暴風警報を大雨警報、強風注意報へ切換え 雷注意報を解除	洪水警報（土砂災害）
13 日 (日)	2 時 13 分	強風注意報解除	大雨、洪水警報（土砂災害） 土砂災害警戒情報
	3 時 50 分	土砂災害警戒情報を解除	大雨、洪水警報（土砂災害）
	8 時 19 分	大雨警報を注意報に切換え	洪水警報
	16 時 52 分	洪水警報、大雨注意報を解除	

大雨特別警報※とは

位置づけ・役割

<位置づけ>

大雨特別警報は、避難勧告や避難指示（緊急）に相当する気象状況の次元をはるかに超えるような現象をターゲットに発表するもの。発表時には何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い。

<役割>

- （１）土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害の危険性が認められている場所からまだ避難できていない住民が直ちに命を守る行動を徹底
- （２）災害が起きないと思われるような場所においても災害の危険度が高まる異常事態であることの呼びかけ
- （３）速やかに対策を講じないと極めて甚大な被害が生じかねないとの危機感を防災関係者や住民等と共有することによる、被害拡大の防止や広域の防災支援活動の強化

出典：「大雨特別警報とは」気象庁ホームページ

2 住民避難及び市・消防団の活動状況

(1) 概要

東日本台風は、マリアナ諸島を西に進み、一時大型で猛烈な台風に発達したのち、次第に進路を北に変え日本の南を北上し、10月12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日12時頃に日本の東で温帯低気圧に変わった。

市でも、12日の午前中から雨が強くなり、その後、非常に激しい雨を降らせた。

市では、東日本台風が超大型で強い勢力をもった台風であることから、台風接近前の10日から水防連絡態勢、11日11時30分には水防警戒本部を設置し、避難所開設をはじめ態勢の確保や市施設の運営について、確認と従事職員への指導など事前準備を行った。また、自宅で過ごすことが不安な市民に対し、11日13時00分から富士森体育館を自主避難所として開設した。

台風が北上してきた12日、4時14分に大雨警報（土砂災害・浸水害）が発表されたことを受け、8時00分土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に居住する市民に「避難勧告（警戒レベル4）」を発令した。その後、15時30分に大雨特別警報が発表されたため、市では「避難指示（緊急）（レベル4）」を発令した。

避難勧告の発令に合わせ、当初、24施設を避難所として開設したが、一部の避難所で混雑が見受けられたため、順次、避難所を追加開設し、最終的に36箇所の避難所を開設した。避難者数は最大で3,732世帯、8,457名となった。

これら避難所の開設・運営や水防対応のため、12日と13日の2日間で延べ1,900名程度の職員が対応、同時に市消防団も延べ1,400名が夜を徹して警戒、土のう積み、内水・土砂排除などの水防活動に従事した。また、創価大学や各地域の自主防災組織が町会会館等を独自に自主的な避難所として開設した。

こうした中、12日15時頃から市内各地で水路が氾濫し、浸水被害が報告されはじめ、南浅川流域では堤防からの逸水や護岸洗堀が起こり、22時頃に八王子桑志高校付近の人道橋（睦橋）が流されるなど、浅川地区では大雨による影響が数多く発生した。また、恩方地区では16時過ぎ頃から、土砂災害が複数個所で発生したとの情報が入り、住宅に土砂が流入する被害も発生した。さらに、22時過ぎには戸吹町の新滝山街道が土砂崩れにより通行止めとなると同時に、この土砂崩れにより水道管も断裂し近隣で断水が発生した。

台風の通過に伴い雨は終息に向かいだし、23時55分に大雨特別警報が解除され、13日3時50分に土砂災害警戒情報、8時19分に大雨警報が順次、解除となった。土砂災害警戒情報の解除とともに「避難指示（緊急）（レベル4）」を解除した。

今回の台風では、市内各地で土砂崩れなどによる被害が発生し、上恩方町の力石地区で護岸の崩落により、大型車の交通が規制され路線バスの運行が約2か月休止されたほか、新滝山街道も同じく約2か月にわたり復旧作業のため通行止めとなった。

(2) 市の対応

10月10日（木）

15時00分 水防連絡態勢（水防警戒会議開催）

10月11日（金）

11時30分 水防警戒配備態勢へ移行
水防警戒本部を設置（水防警戒本部会議開催後）

10月12日（土）

15時30分 水防第1非常配備態勢へ移行（大雨特別警報の発表により）
水防対策本部を設置

10月13日（日）

13時00分 水防第1非常配備態勢を継続
災害対策本部を設置（水防対策本部会議開催後）

主な活動内容

- ・ 市内の災害警戒及び被害情報の収集
- ・ 避難勧告・避難指示の発令、伝達
- ・ 避難所の開設、運営
- ・ 道路及び水路の維持、補修及び土のうの作成、配布、積み上げ
- ・ 市施設の被害状況確認、安全確保
- ・ 報道対応 等

（あらかじめ地域防災計画等で定められた分掌により各部で対応）



特別会議室にて水防対策本部会議を開催



水防対策本部会議で被害の状況を説明

10月15日（火）

15時00分 水防第1非常配備態勢を継続
水防対策本部へ移行（災害対策本部会議開催後）

10月16日（水）

17時00分 水防警戒配備態勢へ移行
水防警戒本部へ移行

10月23日（水）

10時30分 水防連絡態勢へ移行
水防警戒本部廃止（水防警戒会議開催後）

以降、令和2年2月29日現在、水防連絡態勢継続

災害従事職員数

日 付	人 数(名)
10月12日（土）	906
10月13日（日）	990
10月14日（月）	262
合 計	2,158

(3) 避難勧告等の発令及び避難状況

ア 避難勧告等の発令時刻及び解除時刻

10月12日（土）

8時00分 「避難勧告（警戒レベル4）」を発令

15時30分 「避難指示（緊急）（警戒レベル4）」を発令

10月13日（日）

3時50分 「避難指示（緊急）（警戒レベル4）」を解除



陣馬街道 北浅川板当橋
大雨特別警報発表 30 分後
(12日16時頃)



陣馬街道
ガードレールの高さ半分まで水位が上昇
(12日21時30分頃)

イ 避難状況

(ア) 避難所の開設

市が開設した避難所は、12日8時00分に24箇所、その後12箇所を追加し、計36箇所を開設した。

なお、富士森体育館は、11日13時00分より自主避難所として開設した。

避難の対象は、土砂災害警戒区域内に居住する23,691世帯、52,642名及び浸水想定（予想）区域内に居住する57,848世帯、136,048名とした。

指定避難所(避難所)

大規模災害時に、住家を失った市民等が臨時に生活を行う施設です。
なお、風水害時には、災害が発生する可能性が高まった場合に市民の安全を確保する役割もあります。
市立小中学校や市民センターなどの体育館を指定しています。

出典：八王子市総合防災ガイドブック（平成31年3月発行）

(当初開設)

施設名	避難世帯数 (世帯)	避難者数 (名)
富士森体育館	4 2 5	1, 0 6 9
第二小学校	1 2 2	2 0 0
第四小学校	1 4 8	2 7 9
中野北小学校	2 7 6	4 6 7
大和田小学校	2 2 4	5 0 6
浅川小学校	1 4 5	3 1 8
横山南市民センター	6 1	1 1 9
横川小学校	8 6	2 0 4
元八王子中学校	1 3 6	4 3 8
長房小学校	1 3 4	3 0 6
横山中学校	8 5	1 6 2
松木小学校	1 5 1	2 2 1
鑑水小学校	4 0	8 0
恩方第二小学校	2 0	5 1
元木小学校	1 4 3	4 3 6
川口小学校	1 0 9	2 5 3
美山小学校	3 0	6 5
川口市民センター	1 5 7	4 1 3
石川中学校	9 3	2 7 1
加住市民センター	2 0 4	3 2 2
由井第一小学校	1 7 2	3 6 4
みなみ野君田小学校	5 5	1 2 5
由井中学校	1 2 0	2 8 0
由木中央小学校	1 3 1	2 0 0
小計	3, 2 6 7	7, 1 4 9

(追加開設)

施設名	避難世帯数（世帯）	避難者数（名）
第一小学校	1 0 8	3 2 4
甲の原体育館	1 6 9	5 0 6
東浅川小学校	7 8	2 3 4
第一中学校	4 3	1 0 7
打越中学校	3 6	6 4
生涯学習センター (クリエイトホール)	4	1 3
第三小学校	7	8
大和田市民センター	4	7
子安市民センター	5	1 0
総合体育館 (エスフォルタアリーナ)	1 0	3 0
甲ノ原中学校	1	5
恩方市民センター	0	0
小計	4 6 5	1, 3 0 8
合計	3, 7 3 2	8, 4 5 7

※「避難世帯数」及び「避難者数」は、避難所ごとの最大値

そのほか、町会・自治会会館、創価大学、民間施設等では地域からの依頼や施設の判断により自主避難所が開設され、必要に応じて市から毛布等の物資を提供した。

(イ) 避難所の閉鎖

各避難所では、全ての避難者が帰宅した後に閉鎖し、小・中学校では由井第一小学校が13日9時10分、市民センターでは加住市民センターを13日18時00分に閉鎖した。



避難所の避難者の受入れ状況（写真は一部加工しています。）



開設した避難所の状況（写真は一部加工しています。）

(ウ) 自主避難所（市開設避難所）

台風通過後の降雨があったため、被害が大きかった地域を中心に自主避難所として避難所を開設した。

	施設名	避難世帯数（世帯）	避難者数（名）
18日 (金)	恩方第二小学校	1	2
	浅川小学校	1	1
	恩方市民センター	—	—
	由木東市民センター	1	2
	小計	3	5
21日 (月)	恩方第二小学校	1	3
	浅川小学校	1	1
	恩方市民センター	—	—
	由木東市民センター	1	2
	小計	3	6
25日 (金)	恩方第二小学校	—	—
	浅川小学校	—	—
	由木東市民センター	—	—
	富士森体育館	2	3
	小計	2	3
	合計	8	14

(4) 市消防団の対応

10月12日（土）

4時14分 大雨警報発表をもって、消防団幹部に情報連絡態勢を発令

8時00分 水防第一非常配備態勢を発令
総勢257名が出動

10時26分 市内の被害状況に鑑み、水防第三非常配備態勢を発令
総勢818名が出動

21時25分 二次被害防止のため、一時活動中止し器具置き場待機

22時30分 警戒活動再開

10月13日（日）

0時00分 水防第三非常配備態勢を解除

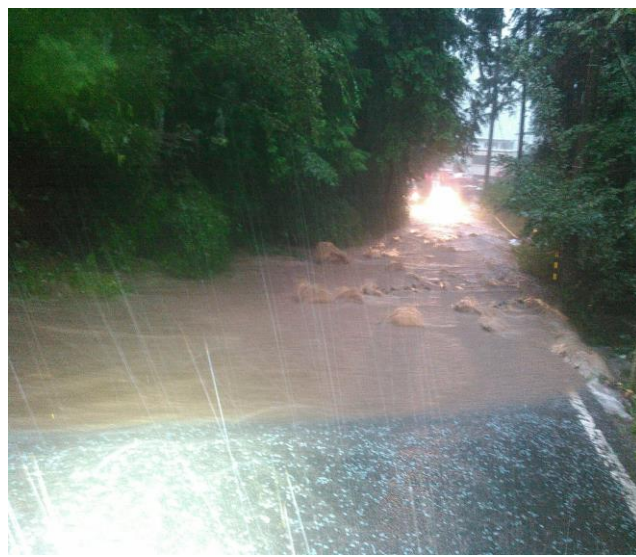
11時15分 警戒態勢を解除

主な活動内容

- ・警戒巡視及び被災情報の収集
- ・危険箇所の監視
- ・避難誘導
- ・土のうの配布、積み上げ
- ・内水排除、土砂排除 等



消防団器具置場前の水路の氾濫状況（廿里町）
（提供：八王子市消防団第9分団）



警戒中に水路が氾濫し道路へ流れ出す（浅川地区）
（提供：八王子市消防団第11分団）



ポンプ車による排水
(提供：高尾町上宿町会自主防災会)



土砂を撤去した後の清掃
(提供：高尾町上宿町会自主防災会)



活動中に鉄砲水の被害を受ける

3 関係防災機関の主な活動

(1) 東京消防庁の活動

市は、昭和35年以来、東京都（東京消防庁）に常備消防に係る消防業務について事務運営を委託している。

市内で消防に係る災害事象が発生すると東京消防庁八王子消防署が対応することとなり、今回の台風においても消防職員を非常参集させるなど、非常時の対応をとった。

また、市消防団本部へ消防職員を派遣し、消防署隊と消防団隊とで連携した活動を行ったほか、各河川の監視警戒活動、越水危険個所の積み土のう工法等の水防工法を行ったほか、水災に伴う救助事象等に対応した。

10月11日（金） 17時00分 水防態勢
22時00分 水防第一非常配備態勢

10月12日（土） 6時00分 水防第三非常配備態勢

10月13日（日） 12時00分 水防態勢に切り替え
(水防第三、第二、第一非常配備態勢解除)

10月14日（月） 2時35分 水防態勢解除

- ・ 常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。
- ・ 非常備消防機関とは、その構成員である消防団員は、ほかの本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っている。

(出典：「令和元年版消防白書」総務省消防庁)

※「水防第三非常配備態勢」とは？

→ 台風が東京地方に接近した場合又は大雨特別警報等が発表された場合や気象状況その他の事象により大規模な被害の発生が予想され若しくは発生したとき「水防第三非常配備態勢」を発令して、当番の職員並びに当番以外の職員の概ね半数及び所要の消防団員をもって、警防本部、署隊本部機能の強化、水防部隊の編成、水防活動、被害状況等の把握及び広報、被害拡大要因等の分析、検討、関係機関への連絡員の派遣などを実施します。

(出典：「令和元年10月12日報道発表資料」東京消防庁)

(2) 警視庁の活動

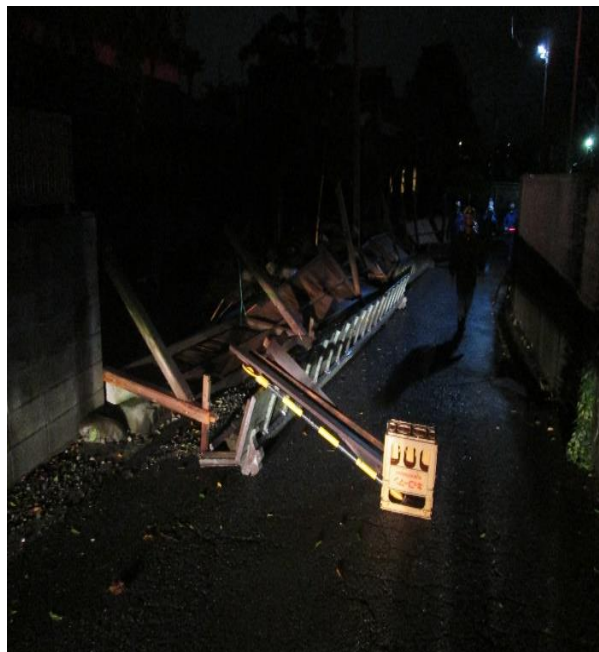
市内には、警視庁八王子警察署、高尾警察署及び南大沢警察署があり、警視庁では、予想される風水害に対する部隊を編成し、警備態勢を強化した。

夕刻から、河川の増水、道路冠水、土砂崩れ等 110 番通報が多数入電し、署員はその対応にあたった。

特に浅川橋付近の増水、多摩大橋南交差点の道路冠水については、交通規制区域拡大のため、警備部機動隊の応援を要請し、対処した。



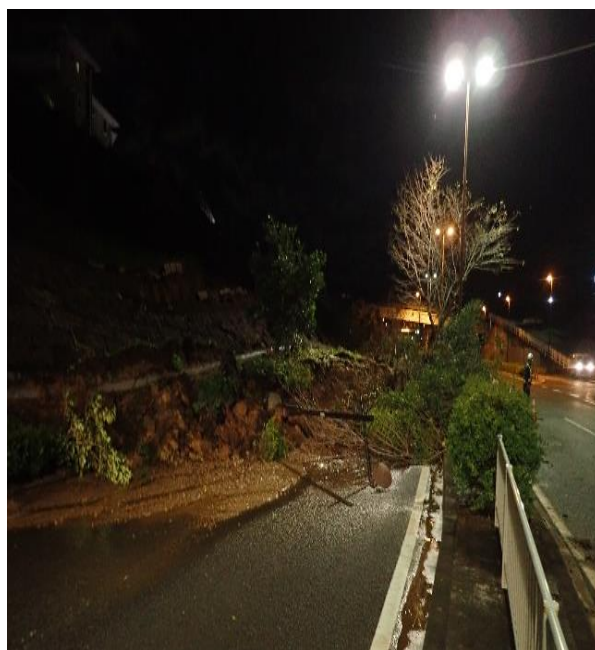
多摩大橋南交差点のマンホールから冠水



石川町で塀の倒壊（110番通報にて急行）



警ら中に発見した土砂崩れ
（大谷町付近高速道路）



滝山街道の土砂崩れのため交通規制実施

本ページの写真提供：警視庁八王子警察署

4 八王子市議会への報告

台風による被害状況等の甚大さに鑑み、今後の対応を含め市議会へ各報告を行った。
その後も、市議会第4回定例会において、議員から東日本台風の被害を踏まえた多くの一般質問がなされた。

実施日	会議名	報告内容
10月15日(火)	会派代表者会	「台風第19号の被害状況の報告について」
10月16日(水)	市議会協議会	「令和元年台風第19号に伴う市内の被害状況等について」
10月25日(金)	会派代表者会	「令和元年10月補正予算の専決処分について」
11月18日(月)	総務企画委員会	「令和元年台風第19号による被害状況とその対応等について(総括)」 「令和元年台風第19号による被害状況とその対応について(生活安全部)(市民活動推進部)」 「令和元年台風第19号による被災者等への支援について(財務部)」 「令和元年台風第19号による被害対応に関する補正予算等について」
11月18日(月)	文教経済委員会	「令和元年台風第19号による被害状況とその対応について(産業振興部)(学校教育部)(生涯学習スポーツ部)」
11月19日(火)	厚生委員会	「令和元年台風第19号による被災者等への支援について(福祉部)(健康部)(医療保険部)(子ども家庭部)」
11月19日(火)	都市環境委員会	「令和元年台風第19号による被害状況とその対応について(資源循環部)(水環境部)(まちなみ整備部)(道路交通部)」



市議会へ市内の被害状況等を報告



市議会へ市内の被害状況等を報告

5 自主防災組織等の対応

(1) 自主防災組織へのアンケート調査

本台風では、避難や後片付け等に自主防災組織が自主的な防災活動に従事した。その活動内容を調査し、今後の防災対策に活かし災害に強いまちづくりを進めていくために、全自主防災組織に対してアンケート調査を行ったものである。

ア 実施時期及び調査方法

令和元年（2019年）11月8日、調査内容が記載された調査票を全自主防災組織に送付し、回答期限（同年12月9日まで）までに郵送、FAX又は防災課への直接持込みによる回答方式で実施した。

イ 調査数及び回答数

調査数	439 団体
回答数	224 団体 (51.0%)

ウ 調査内容及び回答状況

（問1）自主防災組織を構成するおおよその世帯数を教えてください。

1. 100 世帯以下	38 団体 (17.0%)
2. 500 世帯以下	127 団体 (56.7%)
3. 501 世帯以上 700 世帯以下	26 団体 (11.6%)
4. 701 世帯以上 1000 世帯以下	20 団体 (8.9%)
5. 1001 世帯以上	13 団体 (5.8%)

注 n=224

（問2）自主防災組織として活動をしましたか。

1. 活動した。	111 団体 (49.6%)
2. 活動していない。(問3以降の御回答の必要はありません。)	113 団体 (50.4%)

注 n=224

（問3）どのような活動をしましたか。（複数回答の場合、該当するもの全てに○をお願いします。また、問2で「活動していない」の場合、御回答は不要です。）

1. 情報伝達（事前広報等）	60 団体 (54.1%)
2. 地域住民の避難誘導	32 団体 (28.8%)
3. 救出・救護活動	4 団体 (3.6%)
4. 土のう等による浸水対策活動	17 団体 (15.3%)
5. 避難所開設・運営の補助	37 団体 (33.3%)
6. その他	21 団体 (18.9%)

注 n=111

(その他に記載された主な活動内容の概略)

- ① 地域内の全世帯に対して、役員を複数班に分けて、避難に関する情報が発令されたこと及び地域の開設避難所の情報を伝達した。
- ② 災害時要援護者に対して、対象者全員に支援が必要かどうか確認した。
- ③ 地域特性として浸水の危険性はないが高所のため、事前巡回による強風による被害軽減の活動をした。
- ④ 自分が所属する自主防災組織の単独でなく、学校区域内の連合組織として対応した。
- ⑤ 災害対策本部設置基準(自主防災組織で作成)に基づき、役員が本部に集合し危険区域内の住民に連絡し、避難の支援が必要か確認した。
- ⑥ マンション屋上の危険要因の除去
- ⑦ 建築工事現場の風水害対策について、関係者と事前調整し、その結果を近隣住民に情報を伝えた。
- ⑧ 機械式駐車場の使用者に車両移動の呼びかけ
- ⑨ 自主防災組織内で、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) による情報連絡・共有を行った。
- ⑩ 民生児童委員と協力し、独居世帯及び高齢者世帯に前日から声掛けし、当日の避難を希望する方を誘導、送迎を行った。(事前に独居世帯及び平屋の高齢者宅を確認し、本人承認のうえ要支援者名簿を作成している。)
- ⑪ 今回の台風の避難等のアンケート調査を行っている。
- ⑫ 全世帯に緊急時に活用する情報シートを事前に配布した。
- ⑬ ビニール袋など、身近にあるもので浸水防止工法を行った。
- ⑭ 植栽の風対策、側溝の清掃を事前に行った。
- ⑮ 発電機を活用した充電の仕方を事前に確認した。
- ⑯ マンションの上階にあるコミュニティルームを低層階居住者の自主的な避難所として、開設した。
- ⑰ 消防団と連携し地域住民に注意喚起した。

台風 19 号 避難体験

〇〇 〇〇

当日朝 8 時、土砂災害警戒区域の我が家に市より避難勧告が有り、11 時に大和田小におにぎり持参で避難しました。体育館内のマットはすでに満席で、やっと隅に席を確保しマットと毛布の支給で一安心。受付を済ませ見回すと、赤ちゃんからお年寄りまで

大混雑でした。その後、続々と詰めかけ、17 時には教室も廊下も満杯 (216 家族、485 人) になりました。自席マットでは隣との境は 10cm、私語も飲食も気を遣い、トイレへ行くのも一苦労、足音は響き、天井の照明は明るく、一睡もできない一夜でした。長期になったら大変です。市の職員の方々の対応に感激しました。 ※私の家は無事でした。

「上大和田町会だより No. 32」の一部を抜粋 (提供：上大和田町会防災部)

(問４) 市で開設した避難所以外に、独自に自主的な避難所を開設しましたか。

１．開設した。	27 団体 (24.3%)
２．開設していない。(問５の御回答の必要はありません。)	84 団体 (75.7%)

注 n=111

(問５) 独自開設した自主的な避難所について、開設場所の名称、所在、従事した自主防災組織構成員の人数、収容した避難者数を教えてください。複数ある場合、全て記入をお願いします。(問４で「開設した。」を選択した場合のみ御回答をお願いします。)

① とりまとめ結果

施設種別	開設避難所数	避難者数
自主防災組織、町会自治会等管理施設	22 か所	153 名
民間施設	3 か所	163 名
合計	25 か所	316 名

注 3 団体が連携して、1 か所の自主的な避難所を開設した施設がある。

令和元年10月12日(土) 台風19号記録



一夜にして様変わりしてしまった翌朝の風景。

記録 ○○ ○○○

提供：上恩方中郷地区自主防災会

左図は、令和元年12月1日に上恩方中郷地区自主防災会が独自に地域住民に対して行った防災講座の資料の一部である。

(全体で40ページ程度のスライド)

なお、資料についても当該防災会が作成したものである。

ハザードマップ



八王子市から配布されたハザードマップ

土砂の流れは我が家からは100メートル程しか離れていなかった。
まさに、ハザードマップの表記したとおりであった。
ハザードマップの重要性を改めて認識した。

上恩方町の被害を受けた箇所と土砂災害ハザードマップと重ね合わせ分析をしている。

文面には、「まさに、ハザードマップの表記したとおりであった。ハザードマップの重要性を改めて認識した。」と記載されている。

② 内訳（アンケート回答内容の抜粋）

《 自主防災組織、町会自治会等管理施設 22 か所 》

項番	団体名	開設場所の名称	避難者数
1	中野町東三町会自主防災会	中野町東三丁目町会会館	4 名
2	緑町東町会防災隊	緑町東町会館	0 名
3	東二防災隊	町会会館	3 名
4	泉町町会防災会	泉町会館	3 名
5	上下原町会防災隊	上下原町会会館	10 名
6	狭間町防災部	狭間町会会館	16 名
7	元本郷町一丁目町会防災隊	元本郷町一丁目会館	0 名
8	上川町中部町会自主防災隊	上川町中部会館	0 名
9	長房中耐自治会自主防災会	市営住宅集会所	10 名
10	小仏町会防災会	荒井町会会館	15 名
11	荒井町会	高尾うめの郷まちの広場管理棟	28 名
12	宮下町会自主防災会	宮下公会堂	0 名
13	檜原東部町会自主防災隊	檜原町東部会館	5 名
14	西浅川町防災隊	西浅川町会会館	4 名
15	日生平山団地八王子地区自治会	日生平山地区自治会館	5 名
16	上柚木第二団地自治会自主防災会	上柚木第 2 団地集会所	0 名
17	松竹町会防災会	松竹公民館	18 名
18	上川町西部町会自主防災隊	上川町西部会館	0 名
19	南浅川町会防災会	南浅川町会会館	1 名
20	アクシア八王子ピュアマークス自主防災会	アクシア八王子ピュアマークスフィットネスルーム	23 名
21	グランフラッツ並木町管理組合防災会	グランフラッツ並木町コミュニティルーム	0 名
22	東中野井戸ノ上地区自主防災会	東中野会館	8 名
	東中野天野地区自主防災会		
	東中野谷津入地区自主防災会		

注 上表は、アンケート回答結果を反映したものである。

《 民間施設 3 か所 》

項番	団体名	開設場所の名称	避難者数
1	暁東町会自主防災隊	なか安	37 名
2	宮下町会自主防災会	偕楽園	6 名
3	大沢町会防災会	恩方育成園	120 名

注 上表は、アンケート回答結果を反映したものである。

(2) 八王子市自主防災団体連絡協議会の対応

ア 協議会の概要

地域の自主防災活動を広域的なものとするとともに、市、消防署等と連携して防災活動を行うなど、災害に強いまちをつくっていくため、各地域の自主防災組織の代表者が協働し活動している組織である。

イ 東日本台風後の対応

東日本台風後に開催された役員会において、本台風対応に関する意見交換等を行い、自主防災組織の代表として地域課題、改善案等を市へ伝えた。

また、台風被害等をいかに自主防災組織に伝えるか、その媒体である広報誌（自防連だより）の内容を審議した。

ウ 役員会での主な発言内容

- (ア) 町自連でも、東日本台風に関する意見集約に動いている。主に、避難場所、避難所運営、情報伝達に関する内容であり、それを今後活かしていきたい。
また、他の団体と連携を深めていかないとしないと認識しており、他団体とも意見交換をしたいと考えている。
- (イ) 近くの避難所に多くの避難者が集まり、追加で避難所が開設された。しかしながら、私の地域からの移動では、降雨の中、川を渡らなければいけない場所であった。
- (ウ) 今回の台風は皆関心が高かったので多くの人が避難した。早目に避難してもらうしかない。初めてなので混乱もあったと思う。ただ、市がメールとかで情報を流していたが、水とか食料とか何も持たずに避難所に来る人が多かった。
- (エ) 高尾方面は、全域で被害を受け、甲州街道も渡れなかった。
- (オ) 当地区は、ハザードマップでは、浸水想定されていなかったが浸水があった。
- (カ) 皆が風水害と地震の際の避難所開設は違うという認識をもっていないと感じた。総合防災ガイドブックのマップの表記をわかりやすいようにしないと市民が困惑する。
- (キ) 地域にもっと情報を発信してほしい。
- (ク) メール等の情報発信の仕方を、わかりやすいように工夫してほしい。
- (ケ) 今回の台風被害等をまとめたものを記録として残してほしい。
- (コ) 地域の人が、避難所で市の職員を探していた。私服で何も目印もない職員もいたので、ゼッケンとかでわかるようにしてほしい。
- (サ) もっと、地域住民を頼ってほしい。これだけの規模になると公助（市）のみでは対応は難しい。共助・公助の更なる連携が必要と感じた。
- (シ) 各単体での自主防災組織の活動も大事だが、避難所となる学校の単位地区での避難所の運営の訓練の大事さが今回の経験を通じて痛感した。



東日本台風後に開催された役員会（提供：八王子市自主防災団体連絡協議会）

令和元年（2019年）12月26日発行



自主防災団体連絡協議会だより <第43号>

1 台風第19号の猛威、各地域で大きな爪痕を残す



上野方町の土砂災害



新滝山街道の土砂崩れ



南浅川（サイクリングロード）の崖岸決壊



大塚の土砂崩れ

10月6日（日）に発生した台風第19号は、非常に強い勢力を保ったまま上陸し、その影響により、西日本から東日本の太平洋側を中心に激しい雨が降り、本市においては、12日（土）4時14分に大雨警報（土砂災害・浸水害）、同日8時10分に土砂災害警戒情報、同日15時30分に**大雨特別警報が本市に初めて発表**されました。各所で激しい雨が降り続き、上野方雨量計（八王子市設置）では、12日（土）に24時間降水量625.5mm、最大1時間降水量70.0mmと市内で最も多い降水量を記録しました。

本台風を踏まえて、土砂災害警戒区域内23,691世帯 52,642名及び浸水想定（予想）区域内57,848世帯136,048名に対して、12日（土）8時00分避難勧告（警戒レベル4）、同日15時30分避難指示（緊急）（警戒レベル4）が八王子市から発令され、開設された避難所36箇所に8,457名（最大数合計）が避難したほか、各自主防災組織が地域の会館等を自主的な避難所として開設しました。

本市においては、土砂災害、多くの住宅の床上・床下浸水、道路冠水、倒木、浅川や多摩川が氾濫危険水位を超えるなど、各地で大きな被害をもたらしました。

【大雨警報】 重大な浸水被害や土砂災害が発生するおそれのあるときに発表
 【土砂災害警戒情報】 大雨警報が発表されている中で、降雨による土砂災害の危険が高まったときに発表
 【大雨特別警報】 数十年に一度の大雨が予想され、**重大な災害が発生するおそれが高く大変いときに発表**

注 本ページの内容は、令和元年（2019年）10月16日（木）現在の八王子市公衆資料の一部を引用

1

役員会の審議を経て、発行された
「自防連だより第43号」

6 被害状況

(1) 概要

東日本台風による人的被害はなかったものの、市内の各所で土砂崩れが発生し、通行止めや住居等の損壊、床上浸水など市民生活に大きな影響を与えた。

また、市内を流れる河川や水路では、増水による洗掘、護岸崩壊なども発生した。

(2) 被害状況

ア 建物被害（令和2年1月31日現在）

全壊 10棟 大規模半壊 3棟 半壊 12棟

一部損壊（準半壊） 48棟 一部損壊（10%未満） 163棟

※り災証明書発行状況に基づくもの

イ 床上（床下）浸水・土砂崩れ等の被害件数（令和2年1月31日現在）

地 区	床上浸水	床下浸水	土砂災害
中 央	2	2	2
浅 川	16	13	40
由 木	1	0	7
由 木 東	0	1	3
南 大 沢	0	0	2
横 山	0	0	4
館	0	2	20
元 八 王 子	0	6	7
恩 方	3	12	55
川 口	0	6	15
加 住	0	2	21
由 井	0	1	8
北 野	0	5	2
石 川	3	20	1
合 計	25	70	187



廿里南浅川護岸崩壊状況
(提供：高尾町上宿町会自主防災会)



大塚の土砂崩れ状況
(提供：大塚団地自治会防災会)



下恩方町の北浅川護岸洗堀による住宅
への被害



ドローン積載カメラからの撮影による
上恩方町の土砂災害状況
(提供：八王子市消防団)



上恩方町の土砂災害による
住宅や車両の被害状況
(提供：上恩方町中郷地区自主防災会)



上恩方町の土砂災害による
住宅内の被害状況
(提供：上恩方町中郷地区自主防災会)

ウ 道路・水路等の被害

種別	場所等
一時通行止め	【自動車専用道】 ・圏央道（八王子西ＩＣ下り線の入場不可） ・中央道 八王子ＪＣＴ～大月ＩＣ 【国道】 ・国道２０号（甲州街道）南浅川町～相模原市緑区千木良 ・国道１６号 大横町交差点～稲荷坂南交差点 【都道】 ・一般都道１８６号 高月町（高月浄水場交差点）～加住町一丁目（高月配水池付近） ・主要地方道４６号（新滝山街道） 戸吹町（戸吹町南）～あきる野市牛沼（東京サマーランド前） ・一般都道５２１号（陣馬街道） 上恩方町（中の橋）～上恩方町（和田峠） ・主要地方道５９号（多摩大橋通り） 小宮町（多摩大橋南）～昭島市福島町（多摩大橋北） ・主要都道６１号（美山通り） 上川町（上川橋）～美山町（美山小学校東） ・一般都道５１６号 裏高尾町（ヤゴ沢小仏滝）～裏高尾町（小仏峠） ・多摩ニュータウン通り（歩道） 【市道】 ・浅川ゆったりロード ・浅川９２号線（廿里町） 白山橋～廿里町交差点 ・由木６４４号線（自転車歩行者専用道路） 【橋】 ・睦橋（現在、橋無し） ・山王橋 ・白山橋
その他	・溢水・越水 ７１件 冠水 ９４件



下恩方町土砂災害
聖パウロ学園周辺土砂流出



北野町八高線アンダーパス冠水



上恩方町土砂崩れ現場



新滝山街道及び加住 111 号線
法面崩壊



浅川ゆったりロード
(横山橋下流)



白山橋高欄損傷

(3) ライフラインの被害状況

ア 電気（東京電力）

対 応	台風接近に伴う特別体制に10月11日21時より移行
-----	---------------------------

※市内で10月13日に75件の停電が発生したが、原因が台風であるかは不明

イ ガス（東京ガス）

ガス供給設備に大きな被害なし

ウ 水道（東京都水道局）

被 害	地 区	件 数
断 水	加 住	1 件

※その他の被害として、上恩方町において簡易水道施設が被害を受けたことによる断水あり

エ 下水道

場 所	被 害 状 況
戸吹町	新滝山街道沿いの法面の崩壊により、下水道管及びマンホールが破損
平町、小宮町、打越町	台風の影響によりマンホールや周りの舗装が破損
下恩方町、丹木町	マンホールポンプの制御盤内に土砂等が侵入し、電気設備が故障



法面崩壊により下水道管が断裂（戸吹町）

オ 公共交通機関（運行や設備への被害）

<JR 東日本>

中央線(快速)	10月12日 12時頃から運転見合わせ 10月13日 11時30分運転再開 (12日と13日の2日間で計512本運休)
中央本線	10月12日10時頃から運転見合わせ 高尾駅～相模湖駅間は10月18日10時20分頃運転再開 (10月28日始発まで、下り線のみを利用した単線運転)
八高線	10月12日 11時頃から運転見合わせ 10月13日 13時から運転再開 (12日と13日の2日間で計96本運休)
横浜線	10月12日 11時頃から運転見合わせ 10月13日 9時20分運転再開

<京王電鉄>

京王線	10月12日 14時頃から運転見合わせ 10月13日 8時30分運転再開 (高尾線(北野～高尾山口間)、動物園線(高幡不動～多摩動物公園間)を除く) 10月14日 12時38分運転再開 (高尾線(北野～高尾山口間)) 10月16日 10時34分運転再開 (動物園線(高幡不動～多摩動物公園間))
井の頭線	10月12日 14時頃から運転見合わせ 10月13日 始発から運転再開

<高尾登山電鉄>

ケーブルカー	10月12日 11時頃から運転見合わせ 10月14日 10時運転再開 沿線の一部で土砂崩れ発生
--------	---

<多摩都市モノレール>

10月12日 11時頃から運転見合わせ 10月13日 始発より運転再開
--

<バス>

西東京バス	10月12日13時以降運休 10月13日より随時運行再開 なお、大久保～陣馬高原下間は11月5日まで運休 大久保～夕焼小焼間は11月6日から、夕焼小焼～陣馬高原下間は11月14日からワゴン車による代替運行を開始 12月20日から大型バスによる通常運行を再開
京王電鉄バス	10月12日12時30分より随時運休 10月13日より運行再開（小仏峠での土砂崩れの影響により、該当路線のみ10月21日より運行再開）
神奈川中央交通	10月12日14時以降運休 10月13日始発より運行再開 なお、国道20号大垂水区間通行止めの影響により、相模湖駅～高尾山口駅、相模湖駅～八王子駅の2路線は10月18日午前より運行再開



ケーブルカー沿線における土砂崩れの様子
（提供：高尾登山電鉄株式会社）

カ 公共施設等

施設名等	被害
公園・緑地	陵東公園、片倉城跡公園ほかで土砂崩れ・倒木等 22箇所
小中学校	校舎での雨漏り、窓ガラスの破損など延べ78校 城山小学校南側斜面地の擁壁の変形などの被害
文化施設・ホールなど	八王子城跡で土砂崩れ、倒木、橋の崩落などの被害 クリエイトホールの各フロアで雨漏りなど 子安市民センターほか7館の施設内への雨漏り及び浸水 芸術文化会館の雨水貯留槽オーバーフローによる施設内 への浸水及び機器破損、2階ロビーなどでの雨漏り
市庁舎など	市役所本庁舎で雨漏り数箇所、市民部由井事務所で天井 崩落などの被害
その他施設	北野清掃工場 雨漏り 9箇所 斎場事務所 雨漏り 2箇所 旧三本松小学校の施設内への雨漏り及び床材の剥がれ



西浅川児童遊園での園内浸水



滝山緑地における土砂崩れの様子



北野清掃工場における雨漏りの様子

7 復旧に向けた取り組み

(1) り災証明・被災証明

発災直後の10月14日から、電話による被害認定調査の受付を開始し、職員が現地調査時にり災証明書発行申請書を持参し、被災者の負担軽減を図った。

また、り災証明書発行については、家屋の損壊の程度が10%未満（床下浸水など）である場合に限り、希望により被害認定調査を省略し、り災証明書を発行する自己判定方式を導入した。

そのための専用窓口を10月17日に開設し、同月23日から交付を行っている。

交付手続きについては被災者の負担軽減のため、郵送により実施するなど、り災証明書の迅速かつ円滑な発行を行った。

ア り災証明書発行状況（令和2年1月31日現在）

	申請件数	調査済件数	発行済件数
被害認定調査実施	139	139	161
自己判定方式（調査省略）	108	-	108
計	247	139	269

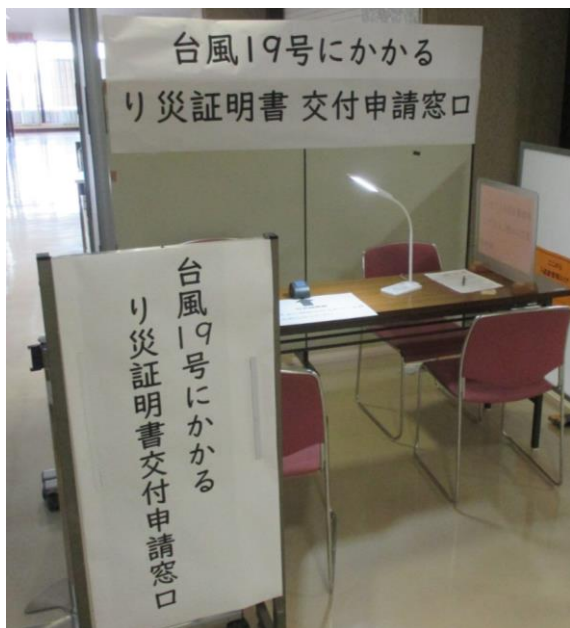
※世帯ごとに証明書を発行しているため、P25の被害棟数と件数は合致しません。

イ り災証明書判定結果（令和2年1月31日現在）

被害の程度	件数	内訳
全壊	11件	浸水なし・全壊：2件 床上浸水・全壊：8件 床下浸水・全壊：1件
大規模半壊	4件	床上浸水・大規模半壊：4件
半壊	18件	床上浸水・半壊：17件 浸水なし・半壊：1件
一部損壊 （準半壊）	56件	床上浸水・準半壊：54件 浸水なし・準半壊：1件 床下浸水・準半壊：1件
一部損壊 （10%未満）	179件	浸水なし・10%未満：38件 床上浸水・10%未満：32件 床下浸水・10%未満：109件
無被害	1件	

ウ 被災証明書発行状況（令和2年1月31日現在）

受付・発行した件数：75件



被災証明書発行・申請窓口



(2) 被災者相談窓口の開設

被災証明書・被災証明書の申請や災害ごみ・土砂の処分方法の問い合わせ窓口等を案内するため、東日本台風に関する被災者相談窓口を設置した。

ア 窓口設置場所 本庁舎1階ロビー（10月22日以降は広聴課窓口へ変更）
専用電話相談回線も設置。

イ 設置期間及び受付時間 10月15日から当面の間
8時30分から17時まで

【相談実績（令和2年1月31日現在）】

	相談人数	相談件数
窓口	135人	198件
電話	324人	418件
計	459人	616件



被災者相談窓口



(3) 災害ボランティア支援センター設置

八王子市社会福祉協議会へ協定に基づく要請を行い、同協議会が10月19日より災害ボランティア支援センターを開設した。

同年11月14日に閉鎖するまでの間に、延べ1,481人のボランティアが全国各地から駆け付け、浅川、恩方地域等において活動を行った。

ボランティアには、主に屋内外の土砂のかき出しや家財の搬入など、「地元のために」「被災者のために」との思いで御支援をいただいた。



ボランティアセンター受付（本庁）



活動に必要な道具の準備



ボランティアセンター受付
（地域福祉推進拠点浅川）



土砂の撤去作業（下恩方町）

(4) 保健師等の訪問活動

10月16日から10月23日まで、関係所管とともに恩方地域等の家庭を訪問し、健康状態や被害状況の確認を行った。

【訪問実績】

	把握件数（内：訪問件数）
恩方地域	139 件（107 件）
浅川地域	76 件（32 件）
加住地域	1 件（1 件）

※訪問件数は、実際に被災者を訪問した件数。

把握件数は、町会長や訪問時に近隣の方から状況を把握できた件数を含む。

恩方・浅川地域の要支援者に対し、11月18日から12月4日に再訪問を実施した。また、加住地域の要支援者に対し、12月19日に電話フォローを行った。

	再訪問等件数
恩方地域	6 件
浅川地域	3 件
加住地域	1 件

(5) 災害ごみの収集、処理

災害ごみは、通常のごみ・資源物の収集とは別に、職員による体制を編成して戸別収集を行った。

また、市民が市施設に持ち込んだ場合は減免にて受け入れを行った。市施設又は民間施設にて適正に処理を行った。

災害ごみ収集量（令和2年1月31日現在）

可燃ごみ 266.11トン

不燃ごみ 75.82トン

合計 341.93トン



災害ごみの収集



災害ごみ一時保管場所（戸吹クリーンセンター内）

(6) 市民部事務所の臨時開庁

土のう袋・土のう配布、消毒液配布、り災証明書申請用紙配布等の災害対応を行うため、10月19日から10月27日までの土・日・祝日に浅川事務所及び恩方事務所を開庁した。

(7) 市内入浴施設の無料開放

現居所で入浴できない方（年齢制限なし）に対し、「戸吹湯ったり館」、「夕やけ小やけふれあいの里」、「恩方老人憩の家」、「東浅川保健福祉センター」、「あったかホール」において、入浴施設の無料開放を実施した。

【利用実績（令和2年1月31日現在）】

施設名	延べ利用人数
戸吹湯ったり館	203 人
夕やけ小やけふれあいの里	257 人
恩方老人憩の家	0 人
東浅川保健福祉センター	1 人
あったかホール	1 人
京王高尾山温泉 極楽湯	145 人
合 計	607 人

(8) 被災住宅の応急修理

一定以上の被害（大規模半壊・半壊・一部損壊（準半壊）等）を受けた住宅に対して、日常生活に最低限度必要な応急修理を実施する。

(9) 被災住宅の補修工事に対する補助

災害救助法の被災住宅の応急修理の対象とならない被災住宅（一部損壊）の補修工事を行う所有者に対し、補修工事費用の一部補助を実施した。

(10) 被災家屋等の解体撤去

り災証明で全壊、大規模半壊又は半壊の被害認定を受けた家屋等について、所有者からの申請に基づき公費解体を行う。また、公費解体前に所有者が自ら解体撤去に着手した場合は、一定の範囲内で費用償還を行う。

(11) 市営住宅、都営住宅等への受入

浸水等の被害によって、居住継続が困難になった世帯を対象に、市営住宅の空き家が無償で提供するとともに、都営住宅、UR賃貸住宅の受入れの情報を提供した。

市営住宅入居世帯 7 世帯 16 人（内 5 世帯 14 人は都営住宅へ移転）

都営住宅入居世帯 13 世帯 35 人（内 5 世帯 14 人は市営住宅から移転）

(12) 賃貸型応急住宅の供与

東日本台風で住宅が、全壊、大規模半壊、半壊の被害及び二次災害のおそれがある等で居住が困難になった方を対象に、東京都が災害救助法に基づき民間賃貸住宅を借上げ、応急住宅として最大2年間供与するにあたり、東京都から委任を受け、被災された方へ制度の周知、意向の確認や相談、希望申込の受付等を行い、斡旋希望が1件あった。

(13) 日本赤十字社の支援物資配布

住居に被害を受け、町会会館に一時的に避難した世帯（2世帯合計7人）に対し、日本赤十字社の支援物資（毛布、マットレス、ハブラシ、タオル等の日用品）の配布を行った。

(14) 生活必需品・学用品の現物支給

住居の一定以上の被害（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊（準半壊）・一部損壊（床上浸水））により、生活必需品や学用品の消失等、日常に支障がある世帯に現物支給を実施した。

(15) 災害援護資金の貸付

災害により一定以上の被害（住居の全壊・半壊・家財の1/3以上の流失）を受けた被災世帯に対し、生活再建を目的にした国及び東京都の災害援護資金の貸付けを実施した。

(16) 被災者生活再建支援法に基づく支援金

被災者生活再建支援法が適用されたことを受け、住居の全壊、大規模半壊、半壊解体の世帯に対して、生活再建を目的とした支援金を支給する。

なお、家屋を解体しない半壊世帯に対しては、市被災者生活再建支援事業に基づき補助金を支給。

(17) 令和元年台風第19号災害八王子市義援金

市独自で行う義援金の募金を10月17日より実施した。

集まった義援金は義援金配分委員会の決定を経て、被災者に配分を行っている。

ア 受付方法

- ・募金箱設置（35か所）
- ・市役所本庁、市民部各事務所14か所の窓口で現金受領
- ・義援金口座への振込

イ 受付状況

14, 107, 943円（令和2年2月21日現在）

(18) 中核市との連携（災害義援金）

鳥取県鳥取市 200,000円
長崎県長崎市 100,000円

(19) 令和元年台風第19号災害八王子市見舞金

住居や身体に一定以上の被害（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊（準半壊）・一部損壊（床上浸水））を受けた被災世帯に対し、市独自の見舞金を支給する。

(20) 一般寄付（災害見舞金）

北海道苫小牧市 300,000円
全国市議会議長会 50,000円
関東市議会議長会 50,000円
東京都市議会議長会 126,849円
（全国市議会議長会が加入市から募った義援金の配分）

(21) 市民税等の減免

市民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、保育料等について、災害の被害状況や生活状況等により減免となる場合があり、それぞれの基準に基づき減免を実施する。

令和2年1月31日現在

種類	件数
個人住民税の減免申請受付	51件
固定資産税・都市計画税の減免申請受付	42件
国民健康保険税の減免申請受付	35件
国民健康保険の一部負担金の免除（還付分を含む。）申請受付	23件
後期高齢者医療保険料の減免申請受付	35件
後期高齢者医療の一部負担金の免除申請受付	25件
国民年金保険料の免除申請受付	2件
介護保険の減免申請受付	66件
保育料の減免申請受付	1件

(22) 子ども・子育て支援事業の臨時実施

浅川地域において、子育てひろば、児童館及び子ども食堂を臨時に開設し、子どもの居場所を確保するとともに、子どもの心身のケアを行った。

ア 子どもひろば（高尾保育園）

10月20日 参加者 4組9名
10月22日 参加者 7組16名

イ 浅川児童館（子ども食堂は12時～14時）

10月20日 幼児・小学生・保護者 来館者36名
10月22日 幼児・小学生・保護者 来館者63名

(23) 恩方第二小学校の通学の支援

都道陣馬街道力石付近の道路川側の崩落により、恩方第二小学校方面への路線バスが運休となった。恩方第二小学校では、路線バスを利用して通学する児童が多いことから、10月18日より当面、恩方第一小学校の空き教室を使用して教育活動の再開を決定した。

恩方第二小学校を指定校とする児童について市所有車両（13人乗りのワゴン車）や大型タクシーを使用し通学の支援を行った。

12月2日より恩方第二小学校での授業を再開したが、路線バスは引き続き運休していたため、2学期終了時までマイクロバスを使用した通学の支援を行った。

ア 恩方第一小学校での授業再開時の恩方第二小学校を指定校とする児童の通学支援

- ・10月28日（月）から11月8日（金）まで
市所有車両（13人乗りのワゴン車）による送迎
- ・11月11日（月）から11月29日（金）まで
大型タクシー（1台）による送迎

イ 恩方第二小学校での授業再開時の路線バス利用者の通学支援

- ・12月2日（月）から12月25日（水）まで
マイクロバス（2台）による送迎



力石付近の崩落現場



力石付近の崩落現場

(24) 防災関係事業における普及啓発活動

ア 八王子市出前講座

市は地域の安全安心をより高めるために、防災に関する出前講座を行っている。

今回の東日本台風を受けて、市内の台風の被害状況の説明を加えるなど、出前講座の内容を一新して、市民への事前の備えと発災時の被害の軽減となるように普及啓発に努めている。



防災課職員による出前講座の状況

イ 防災に関する都民シンポジウム（東京都主催）

令和2年2月15日（土）、地震や風水害から大切な家族と地域を守るために「今」できる備えについて、小池東京都知事と国崎信江さん等が熱く語りあうシンポジウムが京王プラザホテル八王子で開催された。

市も事業に協力し、展示ブースにおいて東日本台風の被災状況のパネル展示や日頃の備えの重要性について、市民への説明等を行った。



都民シンポジウムの状況

（提供：東京都総務局総合防災部）



市出展ブース

（令和元年東日本台風の被害状況パネル等）

ウ 防災講演会（八王子市町会自治会連合会主催）

令和2年2月19日（水）、「天気の見方と異常気象、地球温暖化」を演題として、気象庁東京管区気象台の小野沢防災調整官により「防災講演会」が行われた。

東日本台風による八王子の被害状況等を踏まえた、天気の見方等をわかりやすく講演していただいたとともに、市としても事業に協力し、ロビーに広報ブースを出展し、東日本台風の被災状況の写真パネルや日常備蓄品の展示を行い、市民の防災力の向上のための普及啓発活動を行った。



講演会の状況



防災課職員による被害状況の説明

エ 地域の各種会議への参加

東日本台風被害を受けて、町会・自治会、自主防災組織、小中学校の避難所運営協議会等からの要請を受けて、避難所運営所管職員、緊急応援職員、市職員等が会議に参加した。

今回の避難所運営の課題等について、会議に参加した町会長、学校関係者、学校運営協議会、民生児童委員など、地域の方とともに共有するとともに、この場における発言内容については、市の防災施策に反映していくよう意見交換等も行った。



地域で開催された会議の状況

8 台風対応における主な課題と対応等（「令和２年２月５日復興支援・防災・危機管理対策特別委員会」資料より抜粋）

(1) 概要

本市で初となる大雨特別警報が発表され、住家を含む大規模な被害が発生、災害対応において生じた課題や自主防災組織等からの意見等を踏まえ検証を行った。

(2) 検証内容・結果

ア 災害対応における初動体制の充実・強化

【主な課題】

- ・被害状況等の迅速かつ円滑な情報共有
- ・計画運休を踏まえた、より効果的な参集体制の構築

【対応】

- ・被害情報等の報告、集約ルールの見直し及び徹底
- ・全職員（市内・市外・男女）が有効に機能する参集のあり方の構築
- ・各部調整担当課長の明確化

イ 情報提供体制の強化

【主な課題】

- ・ホームページの閲覧が困難になるなどの情報発信
- ・防災行政無線による情報発信
- ・緊急速報メールによる情報発信
- ・市民等への防災情報の発信

【対応】

- ・ホームページ閲覧機能の強化
- ・防災行政無線を補完する新たな情報発信の検討
- ・緊急速報メールの発信方法の変更
- ・フェイスブックを活用した情報発信の充実
- ・災害時の情報発信チームの充実・強化

ウ 避難所運営体制の充実・強化

【主な課題】

- ・開設した避難所の場所や数
- ・避難所運営に必要な物資、人員体制
- ・要配慮者への対応や和式トイレなど避難所における生活環境
- ・ペットの受入に係る対応
- ・避難所の運営が不統一
- ・地域、企業等の主体による避難所開設

【対応】

- ・開設する避難所の検討・選定
- ・避難所運営に係る物資、人員体制の充実
- ・避難所施設を最大限に活用した運営体制の構築
- ・避難所運営マニュアルの更新とその習熟
- ・地域と連携した運営体制の構築

エ 避難対策の充実・強化

【主な課題】

- ・避難方法や避難先など避難に係る情報不足による混乱
- ・土砂災害警戒区域等の避難勧告の対象地域の周知
- ・風水害対応における避難先の確保

【対応】

- ・総合防災ガイドブックを活用した危険箇所を含む防災情報の周知啓発の徹底
- ・出前講座や防災訓練への支援による避難対策の充実

オ その他風水害対策

【主な課題】

- ・民地被害における対応
- ・被災者への迅速かつ円滑な支援
- ・防災計画及び防災マニュアルの内容の充実

【対応】

- ・被害状況を踏まえた関連機関との連携体制の強化
- ・被害情報の迅速な集約と支援に向けた関係機関との連携体制の強化
- ・一連の対応で生じた課題の整理と地域防災計画、防災マニュアル等への反映

(3) 今後の対応

検証結果に基づき、順次取り組みを実施している。予算措置が必要な内容については、既に補正予算に計上したものや今後予算要求を行っていくものであるが、その他内容についても、早期の実施に向け調整等を進めていく。

《参考：気象状況等》

気象庁「台風第19号による大雨、暴風等」、「台風第19号の事例における雨量等の予測と実際の状況等について（速報）」及び「令和元年台風第19号に伴う大雨の要因について」と東京管区气象台「令和元年台風第19号に関する気象速報」、「令和元年台風第19号に関する東京都気象速報」から抜粋している。

1 気象概況

令和元年10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進み、一時大型で猛烈な台風に発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

台風第19号の接近・通過に伴い、広い範囲で大雨、暴風、高波、高潮となった。

雨については、10日から13日までの総降水量が、神奈川県箱根で1000mmに達し、東日本中心に17地点で500mmを超えた。特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で、観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。この記録的な大雨により、1都12県に大雨特別警報を発表した。

風については、東京都江戸川臨海で最大瞬間風速43.8m/sとなり観測史上1位を更新したほか、関東地方の7か所で最大瞬間風速40m/sを超えるなど、東日本から北日本にかけての広い範囲で非常に強い風を観測した。また12日には台風の接近に伴って大気の状態が非常に不安定となり、千葉県市原市では竜巻と推定される突風が発生した。

波については、静岡県石廊崎で波高13m、京都府経ヶ岬で波高9mを超える記録的な高波が観測されたほか、東京三宅島で潮位230cmなど、静岡県や神奈川県、伊豆諸島で、過去最高潮位を超える値を観測したところがあった。

東京都では台風の通過に伴い、10日から13日にかけて暴風や大雨となった。そして、12日の15時30分には25区市町村に大雨特別警報が発表されました。

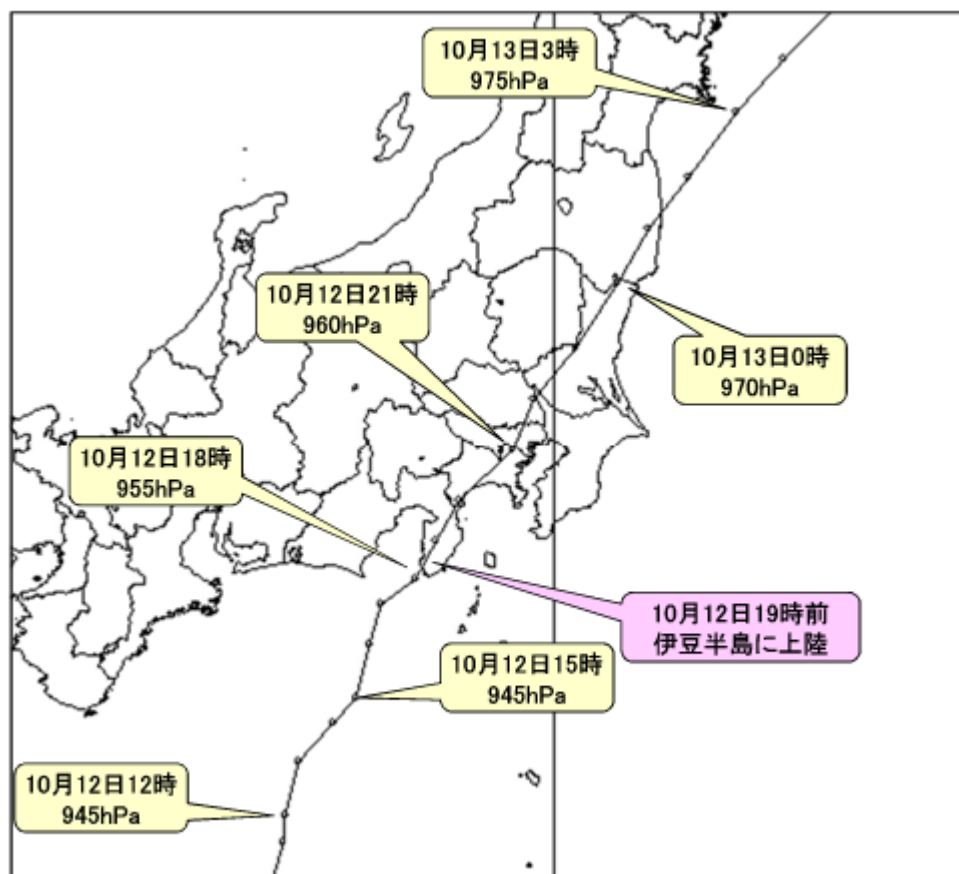
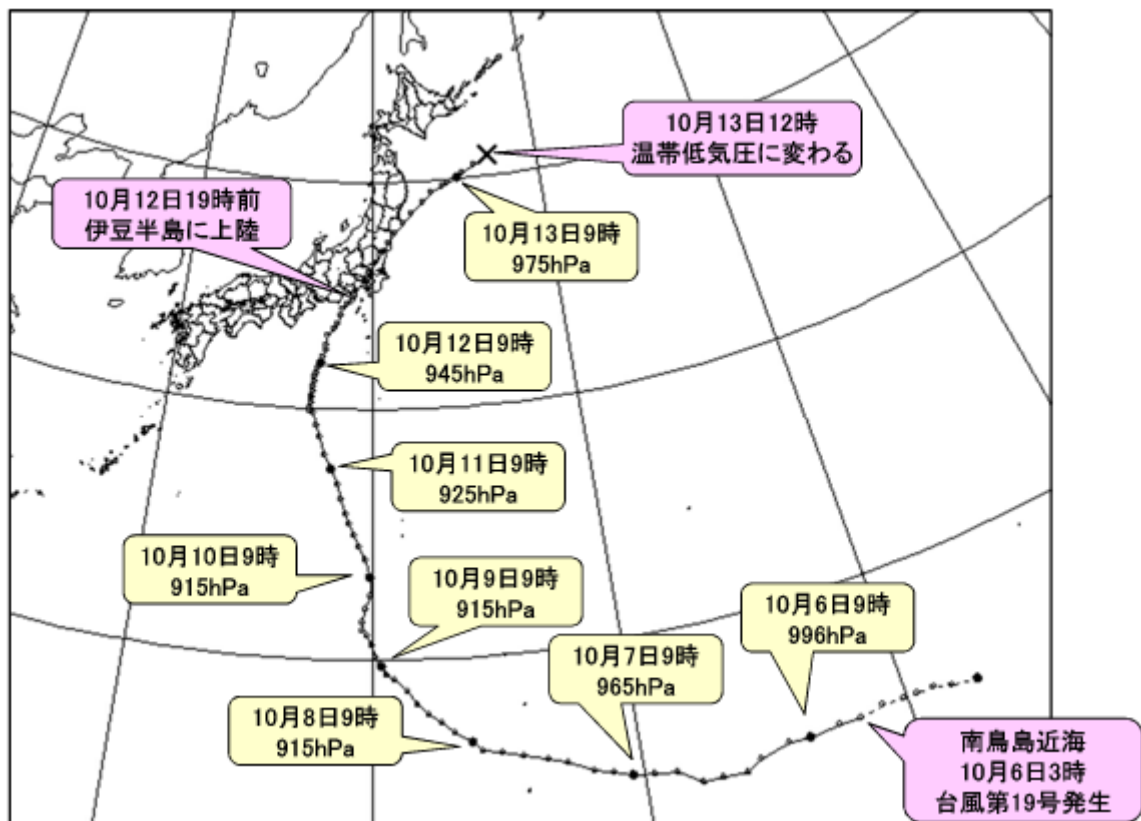
降り始めからの総降水量は、多摩地方を中心に広い範囲で400mmを超え、多摩西部及び南部では600mmを超えたところがあった。24時間降水量では、西多摩郡檜原村の小沢で627.0mm、奥多摩町の小河内で580.0mmなど、統計開始以来の極値を更新する地点が複数あった。

一方、風についても、大田区の羽田で最大風速34.8m/s、江戸川区の江戸川臨海で最大瞬間風速43.8m/sを観測し、統計開始以来の極値を更新した。

なお、気象庁は、顕著な災害をもたらした気象現象について、後世に経験や教訓を伝承することなどを目的に名称を定めることとしており、今般の令和元年に顕著な災害をもたらした台風について、名称設定の基準に沿って、台風第15号については「令和元年房総半島台風」、台風第19号については、「令和元年東日本台風」と令和2年2月19日に名称を定めた。名称がついた台風は、1977年「沖永良部台風」以来、43年ぶりとなるものである。

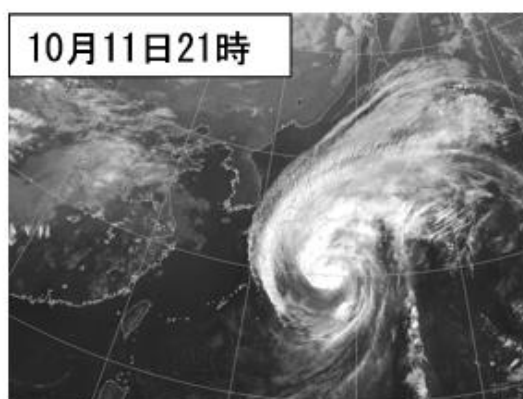
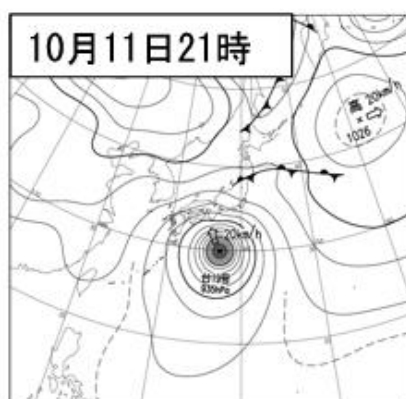
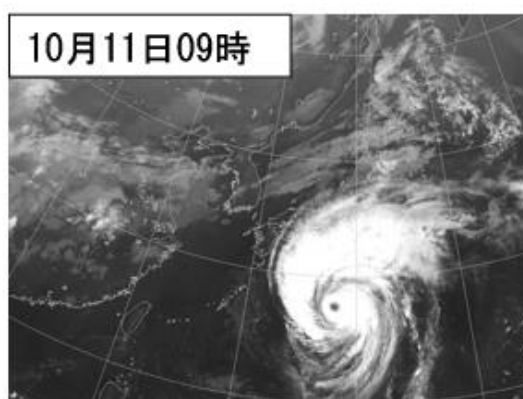
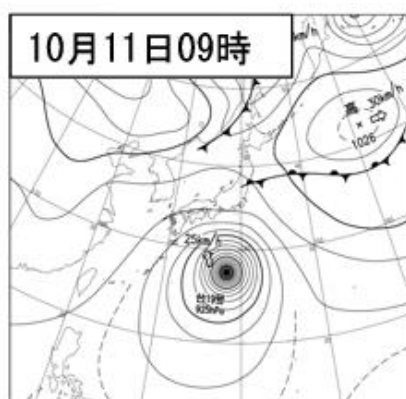
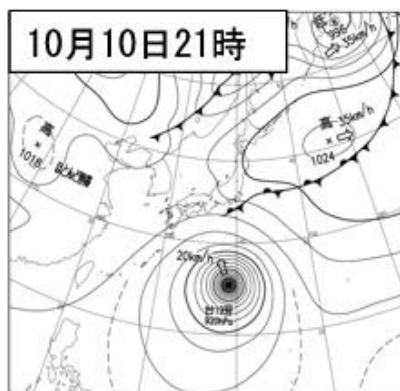
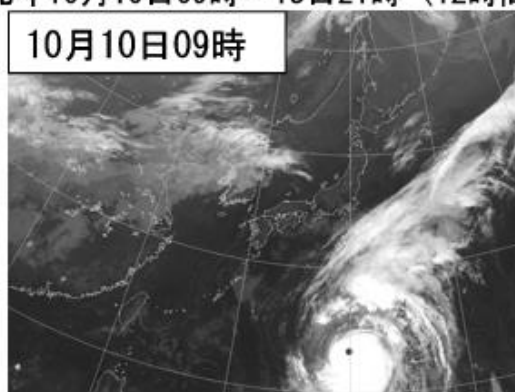
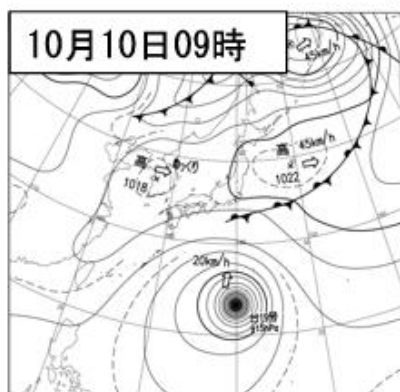
2 気象の状況

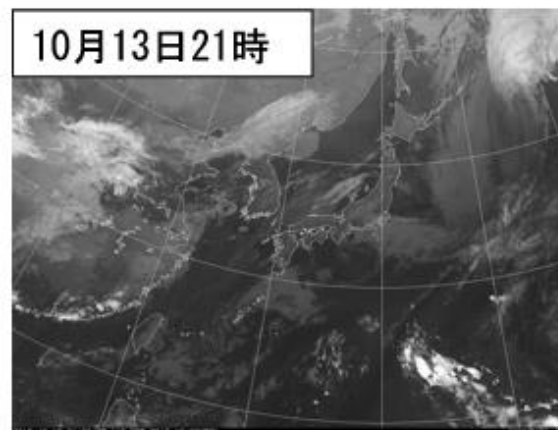
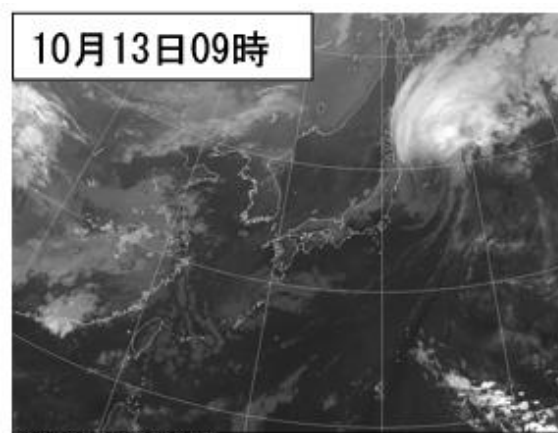
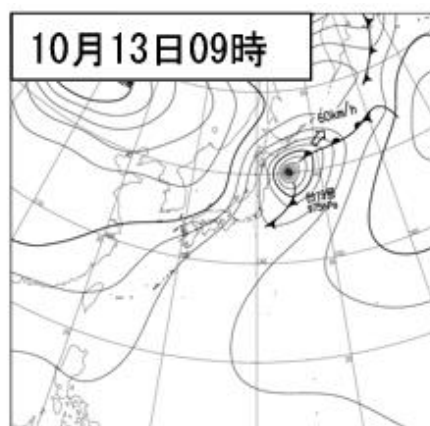
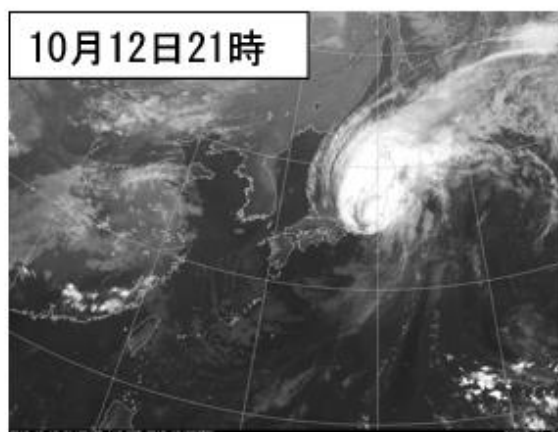
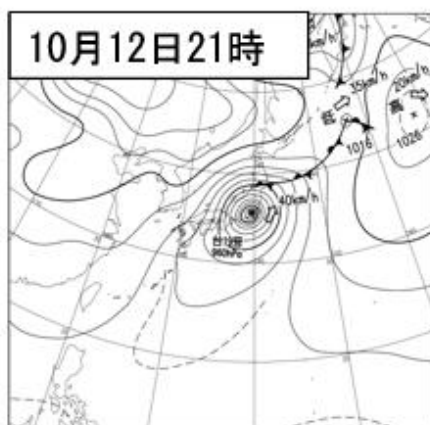
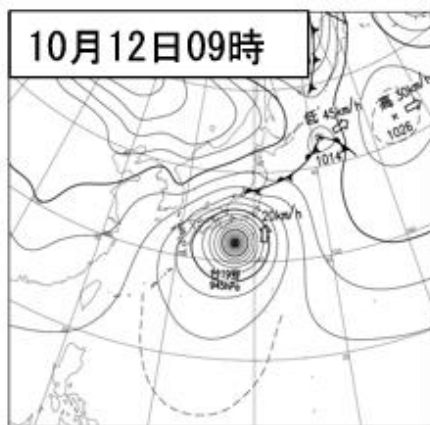
【台風経路図・位置表】



【地上天気図及び気象衛星赤外画像】

令和元年10月10日09時～13日21時（12時間毎）





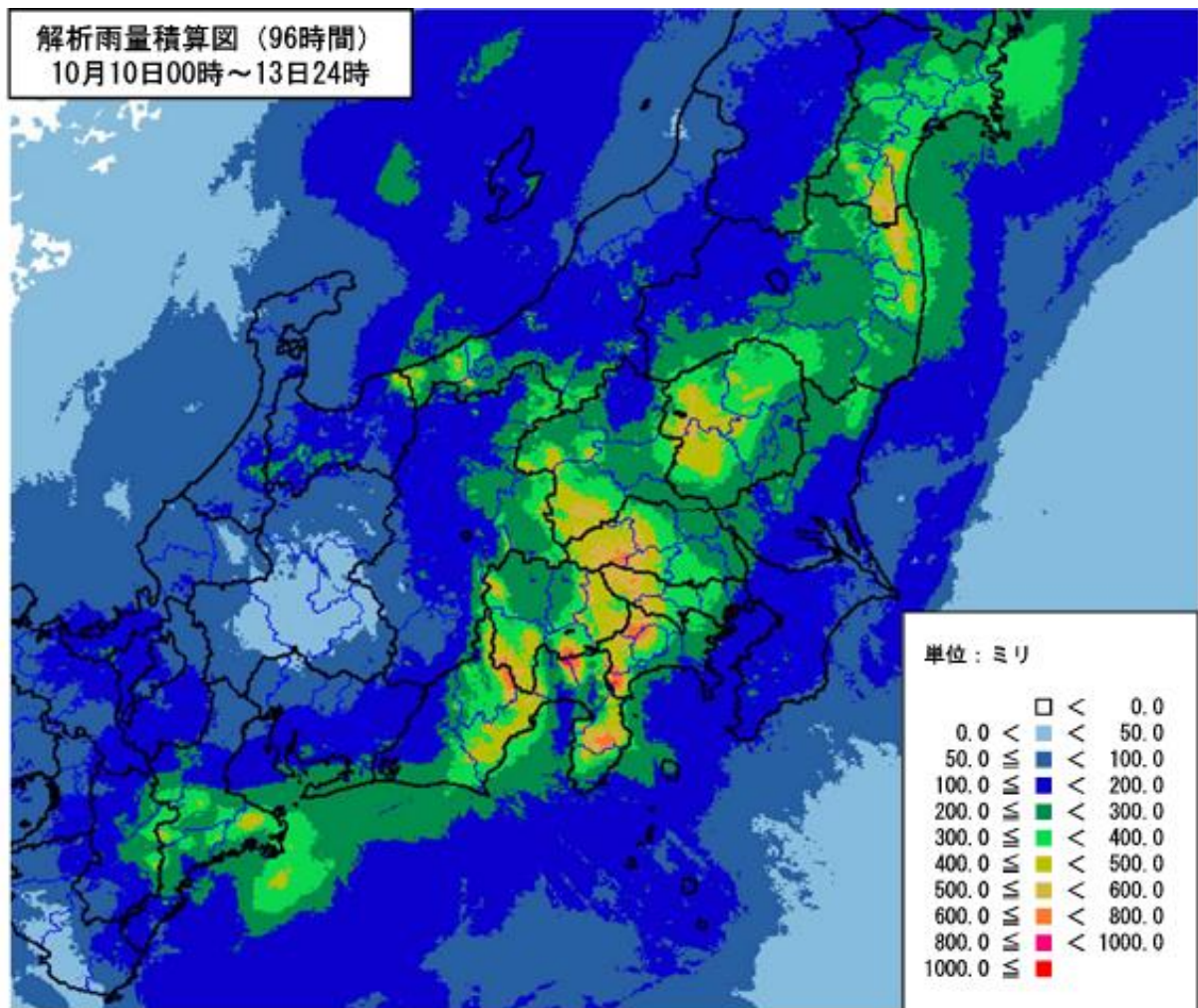
3 雨の状況

(1) 全国

10月10日0時から13日24時までの期間内の総降水量では、東日本を中心に17地点で500mmを超えた。神奈川県箱根では1,000mmに達した。

また、103地点で24時間の降水量が観測史上1位を更新した。最大1時間降水量も、岩手県普代で95.0mm（13日1時54分）の猛烈な雨を観測したほか、各地で1時間50mm以上の非常に激しい雨を観測した。

【解析雨量】



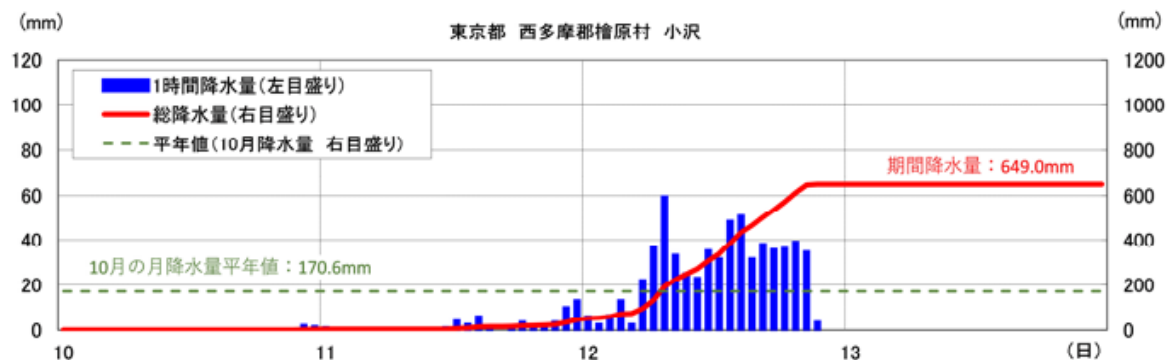
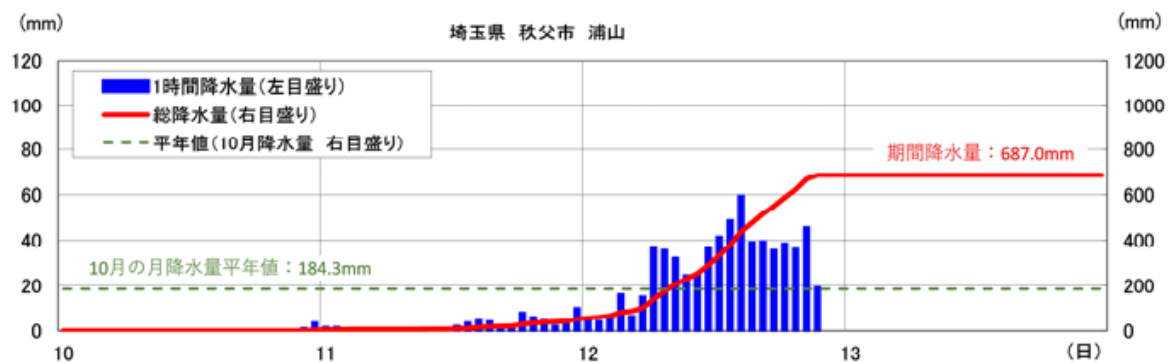
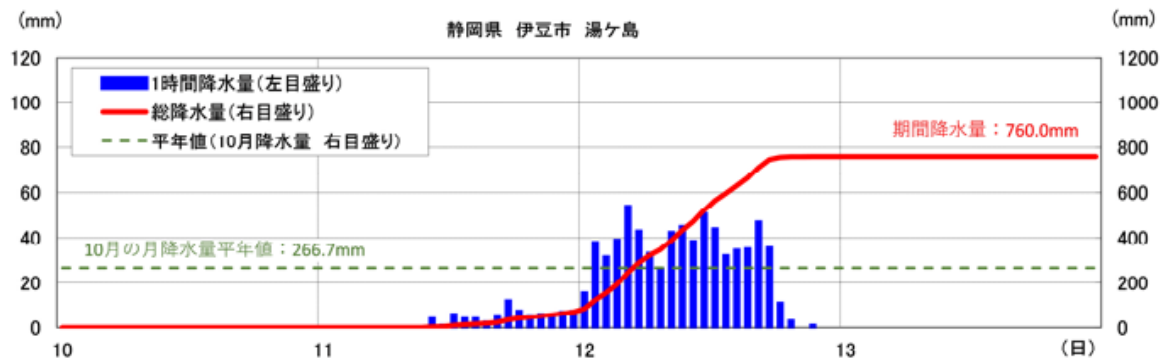
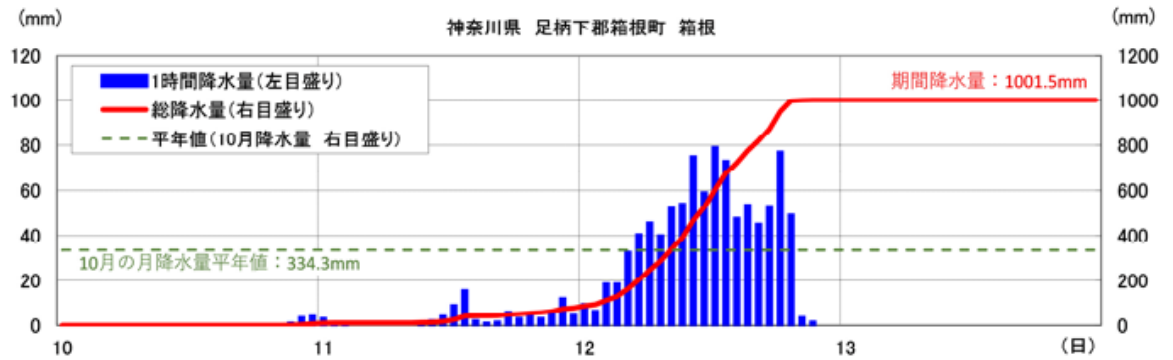
※解析雨量とは、気象レーダーとアメダス等の地上の雨量計により観測されたデータを組み合わせ、1km四方ごとに過去1時間雨量を解析したものです。

【降水量の推移】

降水量の多かった主な地点（単位：mm）

令和元年10月10日0時～13日24時

降水量時系列図(10月10日0時～10月13日24時)



【降水量表】

期間内の総降水量の多い方から 20 位

(令和元年 10 月 10 日 0 時～13 日 24 時)

順位	都道府県	市町村	地点名(ヨミ)	降水量 (mm)
1	神奈川県	足柄下郡箱根町	箱根(ハコネ)	1001.5
2	静岡県	伊豆市	湯ヶ島(ユガシマ)	760.0
3	埼玉県	秩父市	浦山(ウラヤマ)	687.0
4	東京都	西多摩郡檜原村	小沢(オザワ)	649.0
5	静岡県	静岡市葵区	梅ヶ島(ウメガシマ)	631.5
6	神奈川県	相模原市緑区	相模湖(サガミコ)	631.0
7	東京都	西多摩郡奥多摩町	小河内(オゴウチ)	610.5
8	宮城県	伊具郡丸森町	筆甫(ヒッポ)	607.5
9	埼玉県	比企郡ときがわ町	ときがわ(トキガワ)	604.5
10	埼玉県	秩父市	三峰(ミツミネ)	593.5
11	静岡県	伊豆市	天城山(アマギサン)	590.5
12	静岡県	御殿場市	御殿場(ゴテンバ)	577.0
13	山梨県	南巨摩郡南部町	南部(ナンブ)	562.0
14	埼玉県	秩父市	秩父(チチブ)	545.5
15	神奈川県	足柄上郡山北町	丹沢湖(タンザワコ)	542.0
16	栃木県	日光市	奥日光(日光) (オクニッコウ(ニツコウ))	512.5
17	山梨県	上野原市	上野原(ウエノハラ)	504.0
18	群馬県	甘楽郡下仁田町	西野牧(ニシノマキ)	496.5
19	埼玉県	大里郡寄居町	寄居(ヨリイ)	488.0
20	茨城県	北茨城市	花園(ハナゾノ)	479.0

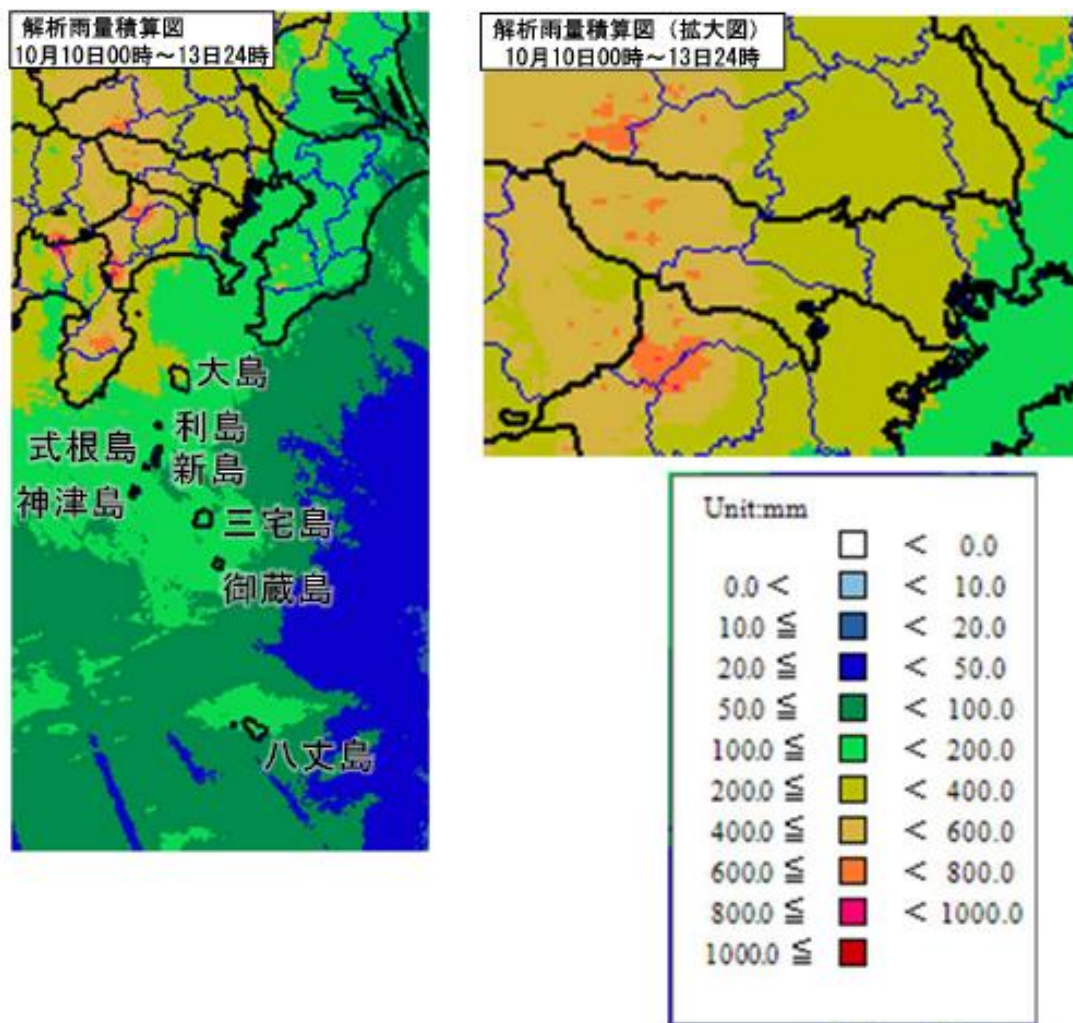
(2) 東京地方

10日0時から13日24時までの総降水量は、多摩地方を中心に広い範囲で400mmを超え、多摩西部及び多摩南部では600mmを超える雨を観測した。
(解析雨量で96時間積算による)

市でも、期間内の総降水量は420.7mmに達した。月最大24時間降水量が409mm(12日21時30分)と10月としての最大値を更新した。また、最大1時間降水量が47mm(12日20時43分)を観測し、こちらも10月としての最大値を更新した。

【解析雨量】

令和元年10月10日0時～13日24時の解析雨量(96時間積算)



※解析雨量とは、気象レーダーとアメダス等の地上の雨量計により観測されたデータを組み合わせ、1km四方ごとに過去1時間雨量を解析したものです。

【気象官署とアメダスの期間降水量表】

令和元年１０月１０日～１３日

気象官署

市町村名	観測地点名	合計
		(mm)
千代田区	東京	226.0
大島町	大島	362.5
三宅村	三宅島	140.5
八丈町	八丈島	199.0

アメダス

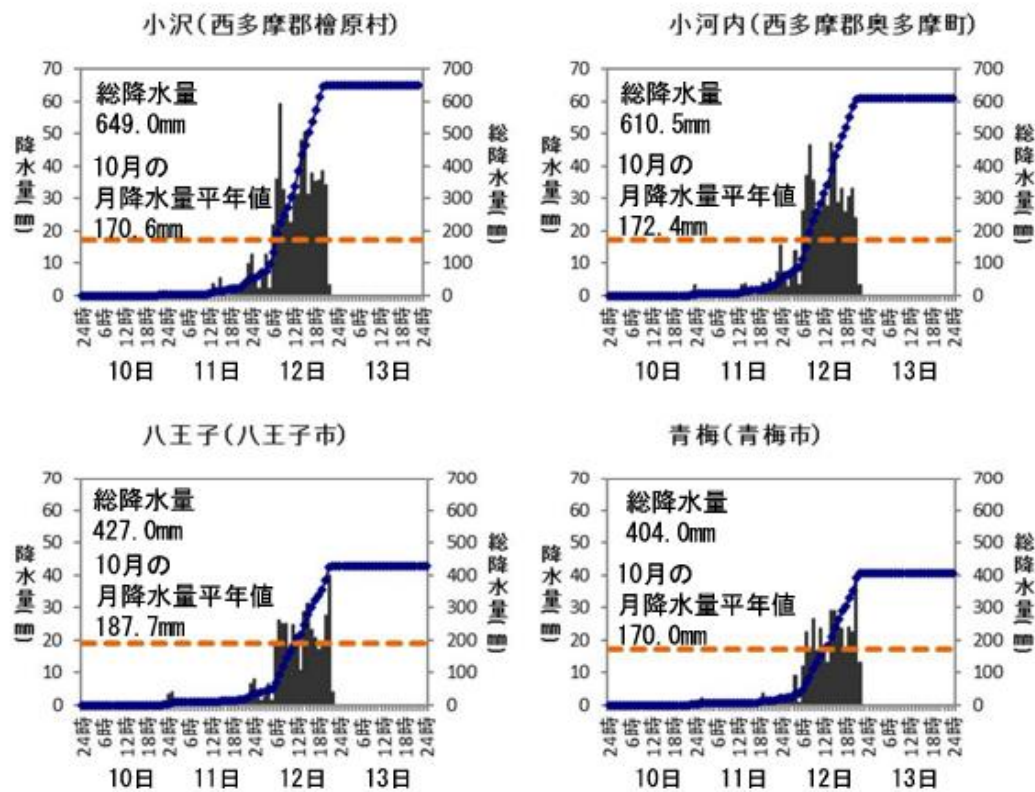
市町村名	アメダス地点名	合計
		(mm)
西多摩郡奥多摩町	小河内	610.5
西多摩郡檜原村	小沢	649.0
青梅市	青梅	404.0
練馬区	練馬	294.5
八王子市	八王子	427.0
府中市	府中	308.0
世田谷区	世田谷	272.0
江戸川区	江戸川臨海	124.0
大田区	羽田	161.0
大島町	大島北ノ山	240.0
利島村	利島	147.5
新島村	新島	120.5
神津島村	神津島	132.0
三宅島	三宅坪田	98.5
八丈島	八重見ヶ原	180.5
青ヶ島村	青ヶ島	123.5
小笠原村	父島	174.5
小笠原村	母島	184.5

※神津島の値に関しては期間内に欠測があります。

【降水量の推移】

降水量の多かった主なアメダス地点（単位：mm）

令和元年10月10日～13日



橙破線は10月の月降水量の平年値を示しています。

4 風の状況

(1) 全国

台風の接近に伴い、 30 m/s 以上の猛烈な風を観測したところがあった。最大風速は東京都羽田で 34.8 m/s （南南東、12日20時59分）、東京都江戸川臨海で 32.6 m/s （南、12日21時18分）、最大瞬間風速は東京都神津島で 44.8 m/s （南東、12日15時15分）、東京都江戸川臨海で 43.8 m/s （南、12日21時17分）などを観測した。

(2) 東京地方

台風の接近・通過に伴い、23区や伊豆諸島で猛烈な風となった。最大風速は三宅坪田で南の風 31.4 m/s （12日16時54分）、羽田で南南東の風 34.8 m/s （12日20時59分）、最大瞬間風速は神津島で南東の風 44.8 m/s （12日15時15分）、江戸川臨海で南の風 43.8 m/s （12日21時17分）を観測した。

都内観測所の多くは、下表のとおり台風の接近・通過の際に最大値を観測した。市もまた、台風接近・通過の際に、最大風速は北東の風 14.8 m/s （12日20時28分）、最大風速は、北北西の風 25.5 m/s （12日21時21分）を観測した。

		最大風速				最大瞬間風速			
市町村名	観測地点名	風向 (16方位)	風速 (m/s)	月日	時分	風向 (16方位)	風速 (m/s)	月日	時分
大田区	羽田	南南東	34.8	10/12	20:59	南南東	43.7	10/12	20:56
江戸川区	江戸川臨海	南	32.6	10/12	21:18	南	43.8	10/12	21:17
神津島村	神津島	南南東	30.7	10/12	17:13	南東	44.8	10/12	15:15
三宅村	三宅坪田	南	31.4	10/12	16:54	南	42.2	10/12	17:16
八王子市	八王子	北東	14.8	10/12	20:28	北北西	25.5	10/12	21:21

※神津島の値に関しては期間内に欠測があります。

5 アメダスによる観測記録の更新について（東京地方）

都内における観測所のうち、風に関しては、江戸川臨海で10月12日21時18分に日最大風速 32.6 m/s 、12日21時17分に日最大瞬間風速 43.8 m/s 、羽田で12日20時59分に日最大風速 34.8 m/s 、12日20時56分に日最大瞬間風速 43.7 m/s など、統計開始以来最大値を更新した。

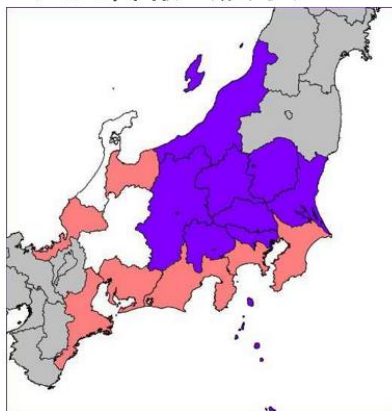
雨に関しては、青梅や小河内、小沢で10月の月最大1時間降水量を更新し、市でも、月最大1時間降水量が10月12日20時43分に 47.0 mm と平成29年10月の 46.5 mm の観測を更新した。

また、月最大24時間降水量として青梅や府中、小河内、小沢では、いずれも観測史上最大値を更新した。市でも、月最大24時間降水量が 409.0 mm を観測し、観測史上1位を更新した。

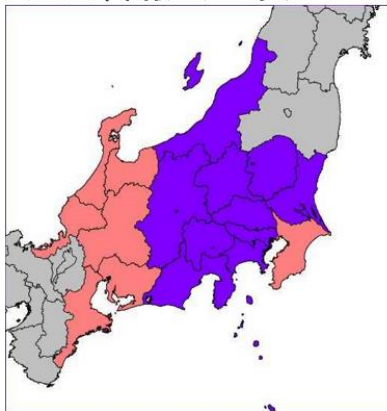
6 気象警報等の発表状況

令和元年10月10日～10月13日の期間に発表された警報等の情報を示したものである。表示は、警報の種類ごとに、その警報が発表された都県に色を塗ることで示しており、灰色で表示の範囲は東京管区外の府県、白色は該当の警報が発表されなかった都県である。

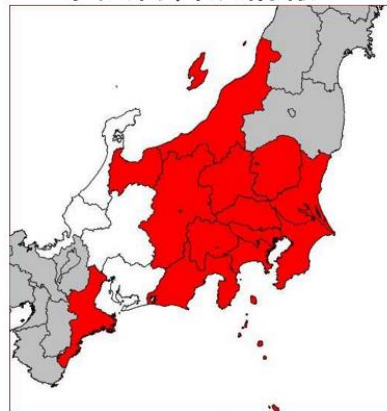
大雨警報（浸水）



大雨警報（土砂）



土砂災害警戒情報



※茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、山梨県、静岡県、新潟県では大雨に関する特別警報が発表されました。

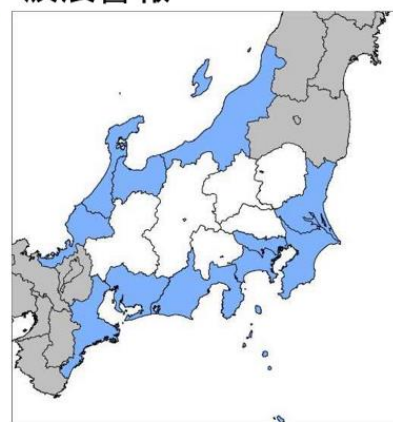
洪水警報



暴風警報



波浪警報



高潮警報



7 気象庁による名称の命名

(1) 報道発表資料

**気象庁**
Japan Meteorological Agency

報道発表

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和2年2月19日
予報部

令和元年に顕著な災害をもたらした台風の名称について

気象庁は、令和元年に顕著な災害をもたらした台風について、台風第15号については「令和元年房総半島台風」、台風第19号については「令和元年東日本台風」と名称を定めました。

気象庁では、顕著な災害をもたらした自然現象について、後世に経験や教訓を伝承することなどを目的に名称を定めることとしています。

今般、令和元年に顕著な災害をもたらした台風について、名称設定の基準に沿って、台風第15号については「令和元年房総半島台風」、台風第19号については「令和元年東日本台風」と名称を定めました。

なお、名称を定める基準及び付け方等は、気象庁ホームページでご覧いただけます。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/meishou/meishou.html>

<問合せ先>
予報部業務課 高木・蒔田
電話 03-3212-8341（内線 3115・3108） FAX 03-3284-0180

出典：気象庁ホームページ

(2) 名称を定める基準及び付け方等（気象庁ホームページより引用）

ア 顕著な災害を起こした自然現象の名称について

気象庁では、顕著な災害を起こした自然現象について名称を定めることとしている。名称を定めることにより、防災関係機関等による災害発生後の応急・復旧活動の円滑化を図るとともに、当該災害における経験や貴重な教訓を後世に伝承することを期待するものである。

また、各地域で独自に定められた災害やそれをもたらした自然現象の名称についても、後世への伝承の観点から利用し普及を図ることとしている。

イ 台風における名称を定める基準

顕著な被害（損壊家屋等1,000棟程度以上または浸水家屋10,000棟程度以上の家屋被害、相当の人的被害など）が発生し、かつ後世への伝承の観点から特に名称を定める必要があると認められる場合

ウ 台風における名称の付け方

原則として、「元号年＋顕著な被害が起きた地域・河川名＋台風」という。

ここで「顕著な被害が起きた地域・河川名」とは、後世への伝承の観点に着目して最も適した都道府県名、市町村名、地域名、河川名等をいう。

エ 共通事項

名称を文書等で使用する際、必要に応じて元号年に続いて括弧書きで西暦年を併記する、又は元号年を西暦年に置き換えることがある。

オ 名称を定める時期

名称を定める基準を満たす場合、できるだけ速やかに名称を定める。ただし、台風の名称は翌年の5月までに定めることを原則とし、災害発生後の応急活動の段階では台風番号を用いる。火山噴火など対象となる自然現象やその影響が長期間継続する場合には、顕著な災害・現象等の推移に応じて後日、名称を定める。

カ 地域独自の名称の普及

地域毎に、地方公共団体等が顕著な災害やそれをもたらした自然現象について独自の名称を通称として用いることがある（例：7.13新潟豪雨、紀伊半島大水害等）。

地方公共団体等がこれら地域独自の名称を定めるにあたっては、気象庁は可能な限り協力するとともに、関連する資料等を作成する際には当該地域における後世への伝承の観点から当該名称を利用し、普及を図る。

キ 参考

自然現象の名称とは別に、政府が災害の呼称を定めることがある（例：阪神・淡路大震災、東日本大震災）。

気象庁が海外向けの資料等を作成する際には、台風番号に代わって台風委員会で定めた名前を使用する。



令和2年（2020年）3月

八王子市生活安全部防災課

TEL 042-620-7207（直通）

FAX 042-626-1271